

山形県男女共同参画計画

～性別にかかわらず、誰もがいきいきと活躍できる山形県を目指して～

令和8年3月

山形県

～性別にかかわらず、

誰もがいきいきと活躍できる山形県を目指して～

少子高齢化を伴う人口減少が続き、将来の担い手不足や地域活力の低下が懸念される中、本県が活力を維持し持続的に発展していくためには、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、多様な生き方を選択でき、認め合う「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

県では、平成14年に「山形県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、同条例に基づき「山形県男女共同参画計画」を策定して、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいりました。

これまでの取組みにより、女性の正社員化や男性の育児休業取得率の向上など、男女共同参画の実現に向けた着実な進展がみられる一方で、職場や家庭、地域には根強い性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っており、未だに家事・育児等の負担が女性に偏っている状況にあります。

政府が、今般新たに策定した第6次男女共同参画基本計画においては、誰もが性別を意識することなく活躍できる社会を目指して、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めるとしており、そのためには地域における男女共同参画を推進し、地域社会の活力を高めることが必要であるとされております。

県としましても、これまでの取組みの成果と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の男女共同参画推進の指針となる、新たな計画を策定し、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化」「あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり」「個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり」の3つの基本の柱のもと、実効性ある取組みを着実に進めてまいります。

個人の人権が尊重され、全ての人が個性や能力を十分に発揮し、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、男女共同参画を一層推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県男女共同参画審議会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和8年3月

山形県知事 吉村 美栄子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画期間 1
- 3 計画の位置づけ 1

第2章 前計画の達成状況

- 基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり 2
- 基本の柱Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり 4
- 基本の柱Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり 6

第3章 計画の背景

- 1 男女共同参画に関する山形県の現状 8
- 2 社会情勢の変化 23

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目標 27
- 2 計画の基本理念 27
- 3 計画の体系 29

第5章 基本の柱ごとの施策の方向と主な取組み

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

- 施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上 30
- 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進 35
- 施策の方向3 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進 39

基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

- 施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大 43
- 施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進 47
- 施策の方向6 様々な分野における男女共同参画の推進 52

基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 施策の方向7 あらゆる暴力の防止・根絶対策の推進 56
- 施策の方向8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重 61
- 施策の方向9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 65
- 施策の方向10 生涯を通じた健康支援 67

第6章 計画の推進体制

1 県の推進体制	70
2 市町村との連携	71
3 事業者・関係団体等との連携	71
4 進捗管理	72

第7章 数値目標

1 数値目標の考え方	73
2 数値目標	73

【付属資料】

1 計画の策定経過	75
2 山形県男女共同参画審議会委員名簿	76
3 用語解説	77
4 男女共同参画のあゆみ	80
5 関係法令	85
・山形県男女共同参画推進条例	
・男女共同参画社会基本法	
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	
6 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章	123
7 ワーク・ライフ・バランス推進協定	124

— Column —

1 アンコンシャス・バイアス ～あなたの気づきが暮らしやすい山形への第一歩～	33
2 Yamagata Women's Link ～山形でつながる広がる私の可能性～	34
3 ユースリーダー養成講座 ～若者をエンパワーメント!～	38
4 赤ちゃんほっと♡ステーション ～男女ともに子育てしやすい環境づくりに向けて～	42
5 やまがたトップセミナー ～ワーク・ライフ・バランス推進に向けて～	46
6 やまがたスマイル企業認定制度 ～働きやすい職場づくりのための認定制度～	51
7 家族経営協定 ～家族の笑顔を未来につなぐルールづくり～	53
8 デートDV防止出前講座 ～自分も、相手も、大切に～	60
9 女性の居場所 ～誰もが自分らしくいられる「第3の居場所」づくり～	64
10 女性のための減災セミナー「はな咲く減災」～あなたと、あなたの大切な人を守るために～	66
11 プレコンセプションケア ～いまからできることを、はじめてみませんか～	69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、共に助け合い、喜びと責任を分かち合い、地域の未来を創り出していく社会を目指して、平成14年に制定した山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、「山形県男女共同参画計画」を策定し、県民、事業者及び行政が連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成18年には、男女が互いの人権を尊重し、暴力のない社会を目指して「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、DVの予防啓発や被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んできました。さらに、令和6年には、「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定し、幅広く女性からの相談を受け止め、寄り添いつながり続ける支援を実施してきました。

本計画は、これまでの取組みの成果と課題、社会情勢の変化及び令和6年度に実施した「男女共同参画等に関する県民意識調査・企業実態調査」の結果等を踏まえるとともに、本県の男女共同参画社会の実現に向けて、これらの計画を統合し、関係機関が連携して関連施策を一体的に展開するための指針として策定するものです。

2 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項及び条例第8条第1項の規定に基づく都道府県男女共同参画計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- (5) 「第4次山形県総合発展計画」の男女共同参画分野における個別計画

※ これまで個別に策定していた（3）及び（4）を本計画に位置づけ

第2章 前計画の達成状況

前計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）では、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会」の実現を目指し、3つの「基本の柱」を掲げ、9つの「施策の方向」に沿った取組みを進めてきました。

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【施策の方向】

- 1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信 **重点**
- 3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進 **重点**

【主な取組み】

- 固定的な性別役割分担意識の解消を促す多世代向け啓発媒体（動画、リーフレット、パネル）や女性・若者の声を活かしたアンコンシャス・バイアス気づき発信動画を作成し、広く県民に発信しました。（施策の方向1関連）
- 公的広報において、性別への固定観念やアンコンシャス・バイアスの助長につながらないように、男女共同参画の視点を踏まえた表現のガイドラインを作成し、セミナーや研修等において広く周知しました。（施策の方向1関連）
- 若年女性の県内定着・回帰に向け、山形での暮らしや仕事について意見交換を行う「オンライン100人女子会」や山形で暮らし活躍する若手社会人女性と女子学生の交流会「Yamagata Women's Link」を開催しました。（施策の方向2関連）
- 県内女性の多様な生き方・働き方等をまとめたデジタルロールモデル集や様々な分野で活躍する個人・団体取材しチャレンジ事例として紹介する「チャレンジ応援やまがた」などにより、若年層に向けて山形で暮らし働くことの魅力を発信しました。（施策の方向2関連）
- 市町村に対し防災分野での男女共同参画の取組み（防災会議への女性委員登用等）を働きかけるとともに、地域防災への女性参画を促進するための防災セミナーを開催しました。（施策の方向3関連）
- 女性・若者が「やまがたチャレンジ創業応援事業」における助成金を受ける場合や「山形県商工業振興資金」における開業支援資金を利用する場合に優遇措置を設定し、起業を支援しました。（施策の方向3関連）

【数値目標の達成状況】

- 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方については、『反対』又は『どちらかと言えば反対』が計画策定時と比べて増加し、目標を概ね達成しました。
- 就職を希望する子育て中の女性を支援するマザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数は、目標値を上回っています。
- 県の防災会議における女性委員の割合は、計画策定時から増加しています。

項 目	単位	計画策定時		目標値		現状	
		年度等	数値	年度	数値	年度等	数値
施策の方向1 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進							
「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	%	R1	52.2	R7	60.0	R6	58.9
県男女共同参画センター利用者の男性の利用割合	%	R3.1	28.4	R7	35.0	R7.12	29.7
保護者用学習資料(※)を活用した講座・研修会等の実施回数 ※県生涯教育・学習振興課作成資料	回	R1	95	R6	150	R6	381
本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合	%	R1	85.0	R6	100.0	R3	100.0
施策の方向2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信（重点分野）							
「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	人	R2	175	R7	235	R7.12	224
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	件	R1	1,388	R7	2,850	R6	3,257
施策の方向3 防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進（重点分野）							
女性委員が登用されている市町村防災会議の組織割合	%	R1	73.5	R7	100.0	R7.2	88.6
県防災会議の委員に占める女性の割合	%	R2.12	11.3	R7	増加させる	R7.12	32.5
「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)(再掲)	人	R2	175	R7	235	R7.12	224
県の支援による創業件数	件	R1	70	R6	70	R6	77

【施策の方向】

- 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点
- 5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現 重点
- 6 家庭・地域における男女共同参画の推進 重点

【主な取組み】

- 地域や企業における男女共同参画を推進するキーパーソンや女性リーダーを育成するとともに女性同士のネットワークを構築する「チェリア塾」や、女性のコミュニケーション能力やリーダーシップ等ビジネススキル向上のための「キャリアアップセミナー」を開催しました。(施策の方向4 関連)
- 「やまがたイクボス同盟」において、経営者等を対象に、誰もがいきいきと働き続けられる職場環境整備に向けた意識啓発のための「やまがたトップセミナー」を開催しました。(施策の方向4 関連)
- 「やまがたスマイル企業認定制度」を創設し、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組みを促進しました。(施策の方向5 関連)
- 就職を希望する子育て中の女性を支援するため、マザーズジョブサポートにおいて、相談窓口の設置や出張相談を実施するとともに各種セミナーを開催しました。(施策の方向5 関連)
- 若い世代が、将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を習得するセミナーや、男性の育児休業を後押しし男女が共に家事・育児を行う重要性を学ぶセミナー等を開催しました。(施策の方向6 関連)
- 地域における男女共同参画を進めるため、市町村や団体からの要望に応じて男女共同参画推進員による出前講座を実施しました。(施策の方向6 関連)

【数値目標の達成状況】

- 企業における女性管理職の割合は、目標値を下回ってほぼ横ばいで推移しており、女性登用が十分に進んでいない状況となっています。
- 県の審議会等における女性委員の割合は、計画期間を通して目標値である約5割を維持しています。
- 企業における男性の育児休業取得率は、計画策定時から大幅に上昇し、目標値を上回っています。
- やまがたイクボス同盟の加盟組織数は、目標値を上回っています。

項 目	単位	計画策定時		目標値		現状	
		年度等	数値	年度	数値	年度等	数値
施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（重点分野）							
県における女性管理職割合（課長相当職以上）	%	R2.4	15.2	R7	25%以上	R7.4	25.2
市町村における女性管理職割合（課長相当職以上）	%	R2.4	15.9	R7	21.0	R6.4	21.8
企業における女性管理職割合（課長相当職以上）	%	R2.8	15.0	R7	21.0	R6	16.0
県の審議会等委員に占める女性委員の割合	%	R2.3	52.5	R7	50%程度を維持	R7.3	52.2
市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合	%	R2.3	23.7	R7	30.0	R6.3	25.6
女性農業者によるビジネスプラン策定件数	件	R2	76	R6	108	R6	127
家族経営協定締結農家数	件	R1	1,018	R6	1,043	R6	1,051
県男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チェリア塾」の修了生総数	人	R2	447	R7	610	R7	532
施策の方向5 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現（重点分野）							
企業における男性の育児休業取得率	%	R2	8.1	R7	15.0	R6	42.9
県における男性の育児休業取得率	%	R1	16.7	R7	100.0	R6	88.1
市町村における男性の育児休業取得率	%	R1	12.1	R7	30.0	R5	51.5
本県女性労働者（正規＋非正規）所定内給与額全国順位	位	R1	46	R7	現状より改善	R6	43
年間総労働時間	時間	R1	1,783	R7	現状より改善	R6	1,762
ワーク・ライフ・バランスの内容の認知度	%	R1	54.7	R7	70.0	R6	83.4
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数（累計）（再掲）	件	R1	1,388	R7	2,850	R6	3,257
パワーハラスメント防止対策を実施している事業所割合	%	R1	74.2	R7	80.0	R6	86.5
施策の方向6 家庭・地域における男女共同参画の推進（重点分野）							
男女共同参画推進員による活動回数（延べ）	回	R2.12	1,054	R7	2,300	R6.12	2,114
やまがたイクボス同盟加盟組織数	社	R2.12	491	R7	680	R6	755
保護者用学習資料（※）を活用した講座・研修会等の実施回数（再掲） ※ 県生涯教育・学習振興課作成資料	回	R1	95	R6	150	R6	381
保育所入所待機児童数	人	R2.4	0	R6	0	R6.4	0
やまがた子育て応援パスポート協賛店舗数（累計）	店舗	R3.1	4,820	R6	5,253	R6	5,306
介護休業の取得実績がある事業所割合	%	R2	5.2	R7	7.0	R6	7.3

【施策の方向】

- 7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた健康支援
- 9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

【主な取組み】

- 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」にあわせパープルリボンキャンペーンを展開し、市町村等と連携したパープルライトアップやパネル展を実施するとともに、DV防止に向けた講座やリーフレットによる普及啓発を行いました。（施策の方向7関連）
- 若年層におけるDV、デートDV事案の未然防止や意識啓発のため、高校生等を対象としたデートDV防止出前講座を実施しました。（施策の方向7関連）
- 各保健所において、生涯を通じた女性の健康の保持推進を図ることを目的に、思春期から更年期の女性を対象とした健康相談、妊娠、避妊、不妊、婦人科疾患、更年期障害などに関する相談事業を関係機関との連携を図りながら実施しました。（施策の方向8関連）
- 女性ががん検診を受けやすい環境の整備を進めたほか、関係機関・団体と連携した受診率向上に向けた普及啓発を行いました。（施策の方向8関連）
- ひとり親家庭応援センターにおいて、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援、学習支援、経済的支援等を総合的に実施しました。（施策の方向9関連）
- 困難な問題を抱える女性が相談を躊躇することのないよう、民間団体と協働し、女性のためのSNSを活用した相談窓口を開設するとともに、県内4地域において困難な問題を抱える女性が気軽に訪れることができる居場所を開設しました。（施策の方向9関連）
- 性の多様性に関する理解促進に向けた出前講座や職場の研修等で活用できる県民・企業の向けの動画を作成するとともに、性的マイノリティ当事者の方などが抱えている不安や悩みに寄り添う相談窓口を設置しました。（施策の方向9関連）

【数値目標の達成状況】

- DVの認知度（「言葉も意味も知っていた」との回答）は、計画策定時から向上しましたが、約8割にとどまっています。

- 女性の子宮（頸）がん検診（20歳以上）及び乳がん検診（40歳以上）の受診率は、目標値を下回っています。
- ひとり親家庭応援センターの認知度は、計画策定時から減少し、目標値を下回っています。

項目	単位	計画策定時		目標値		現状		
		年度等	数値	年度	数値	年度等	数値	
施策の方向7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶								
市町村におけるDV被害者支援の基本計画の策定率	%	R2.4	45.7	R7	100	R6	97.1	
DVの内容の認知度	%	R1	71.7	R7	100	R6	79.5	
施策の方向8 生涯を通じた健康支援								
女性(20歳以上)の子宮(頸)がん検診の受診率	%	R1	46.5	R4	60	R4	46.8	
女性(40歳以上)の乳がん検診の受診率	%	R1	47.3	R4	60	R4	48.8	
産後ケア事業を実施する市町村数	市町村	H30	11	R7	35	R6	35	
施策の方向9 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備								
ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業実績(累計)	件	H30	51	R6	280	R5	261	
ひとり親家庭応援センターの認知度	%	R1	49.5	R6	100	R6	32.4	
障がい者の実雇用率の全国順位	位	R2	43	R7	10位以内	R6	40	

第3章 計画の背景

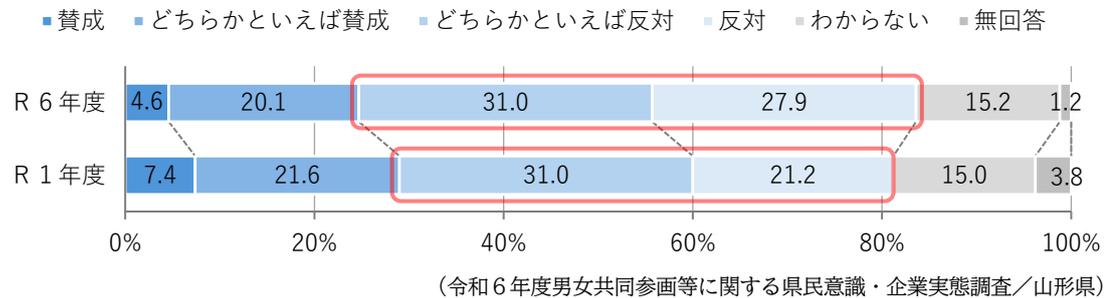
1 男女共同参画に関する山形県の現状

(1) 男女共同参画に関する意識

① 固定的な性別役割分担意識

「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「賛成」は24.7%、「反対」は令和元年度調査（52.2%）から6.7ポイント増加し58.9%となっています。

■ 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という固定的な性別役割分担意識

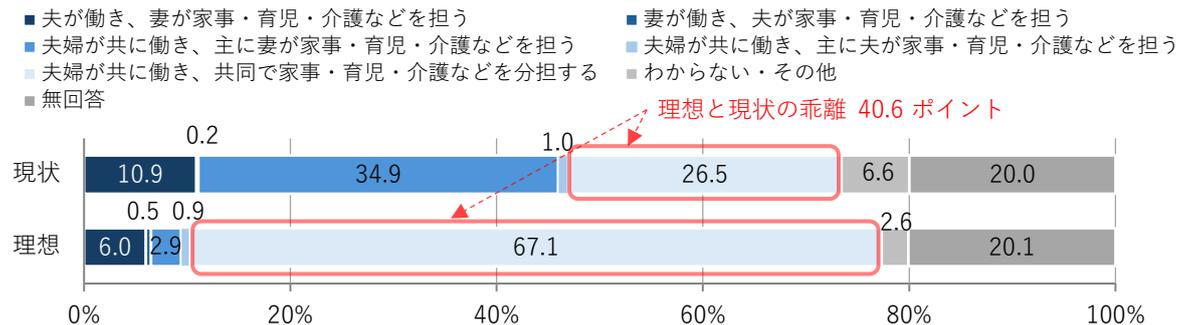


② 夫婦の役割分担についての現状と理想

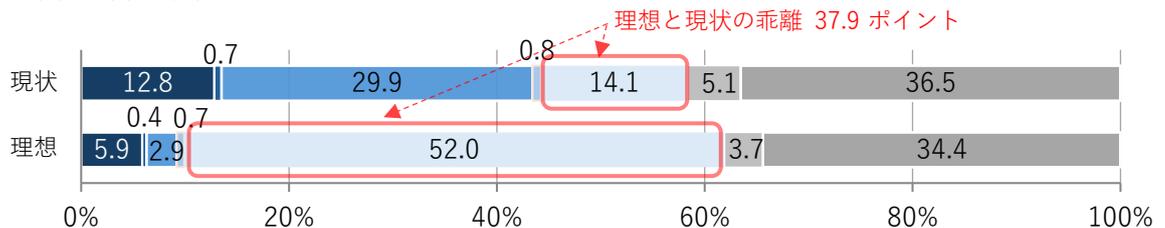
夫婦の役割分担について、「夫婦が共に働き、共同で家事・育児・介護などを分担する」を理想とする割合は67.1%で、前回調査（52.0%）から15.1ポイント増加しました。しかしながら、現状との乖離は拡大しています。

■ 夫婦の役割分担

<令和6年度意識調査>



<令和元年度意識調査>

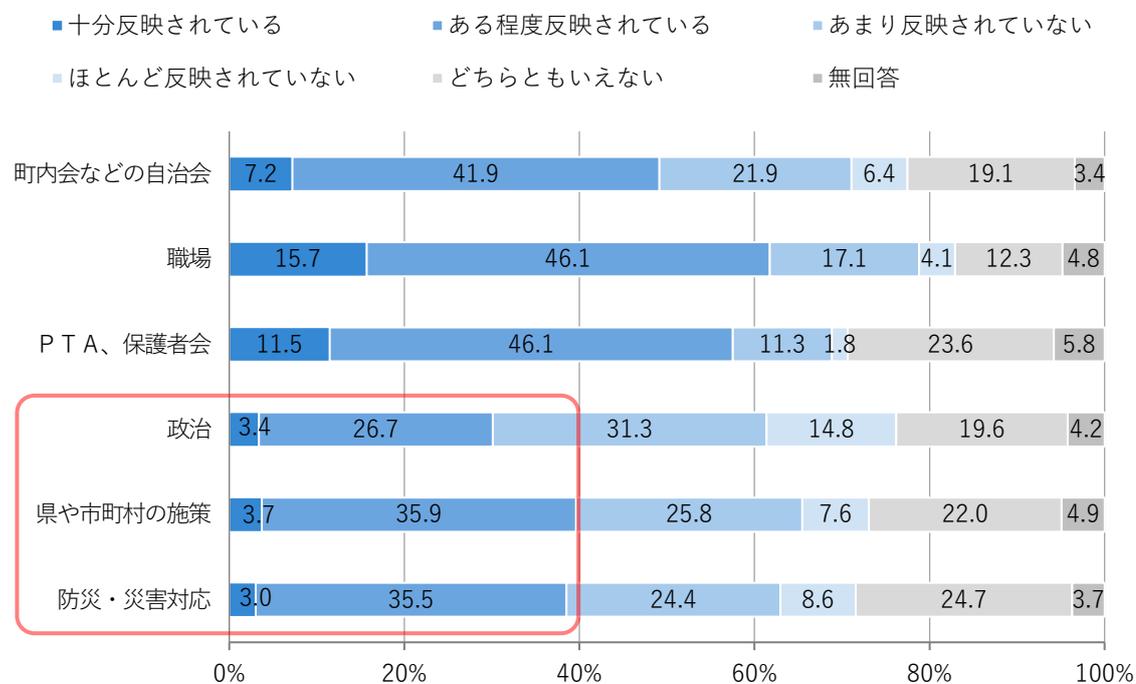


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

③ 各分野への女性の意見・考え方の反映

各分野への女性の意見・考え方の反映について、政治、県や市町村の施策、防災・災害対応の分野では、「反映されている」が他の分野に比べて低い状況となっています。

■各分野への女性の意見・考え方の反映



(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県)

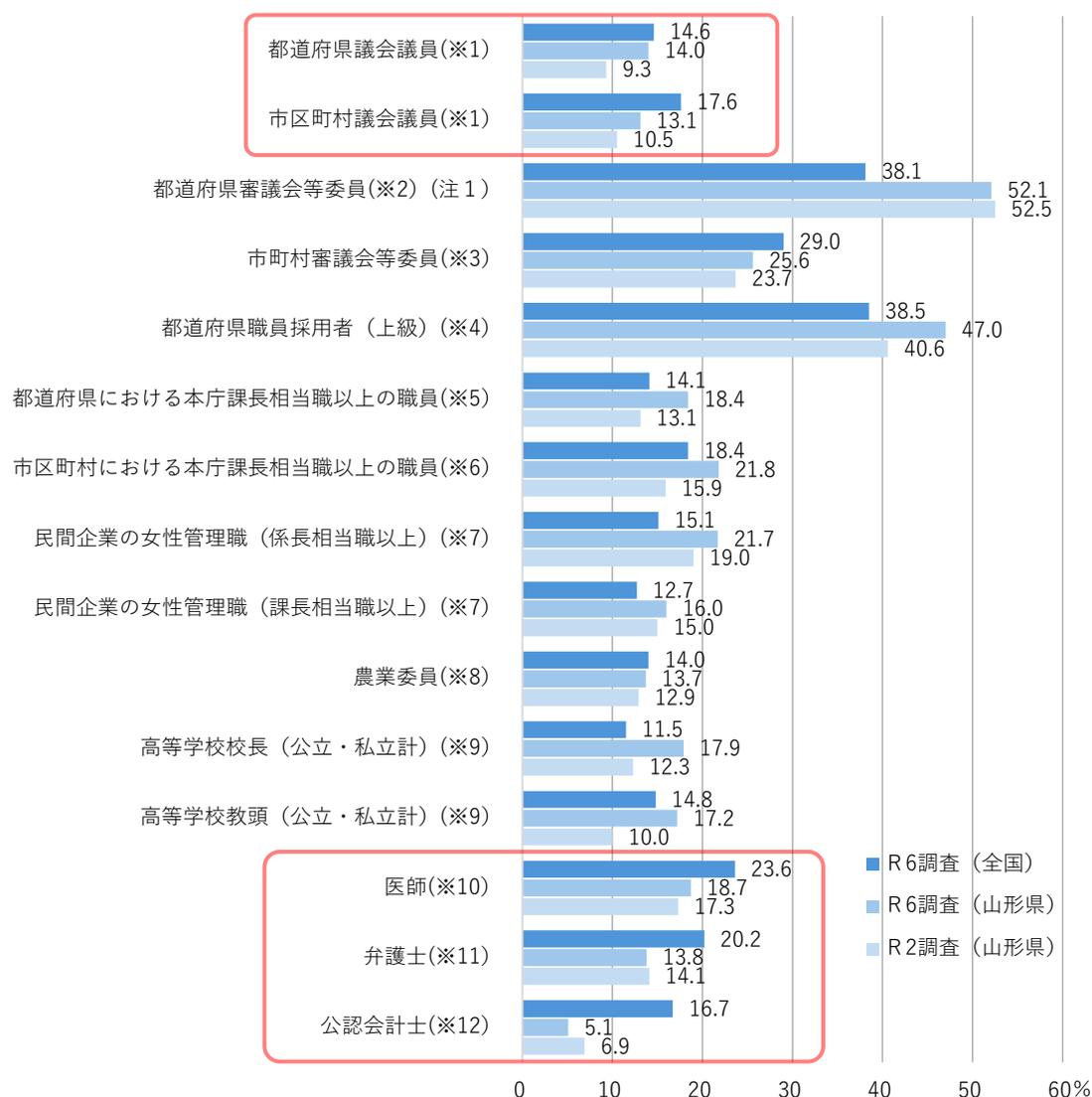
(2) 政策・方針決定過程における女性参画の状況

① 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合

各分野における「指導的地位」に女性が占める割合は、政治分野や医師等の専門性の高い分野で全国平均を下回っています。

※ 「指導的地位」：①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

■各分野における「指導的地位」に占める女性の割合



(※1) 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査(R5.12.31 現在)、(R1.12.31 現在)

(※2、3) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(調査時点は原則として R6.4.1 であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。)、(R2.4.1 現在)

(※4) 採用期間が R5.4.1～R6.3.31、H31.4.1～R2.3.31 が対象

(※5、6) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況(調査時点は原則として R6.4.1 現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。)、(R2.4.1 現在)

(※7) 雇用均等基本調査(R5.10.1 現在)、(R1.10.1 現在)、山形県労働条件等実態調査(R6.8.31 現在)、(R2.8.31 現在)

(※8) 農業委員会及び都道府県農業会議実態調査(R5.10.1 現在)、(R1.10.1 現在)

(※9) 学校基本調査(R6.5.1 現在)、(R2.5.1 現在)

(※10) 医師・歯科医師・薬剤師調査(R4.12.31 現在)、(H30.12.31 現在)

(※11) 女性の政策・方針決定参画状況調べ(R6.11.1 現在)、(R2.9.30 現在)、山形県弁護士会調べ(R7.1 現在)、(R3.1 現在)

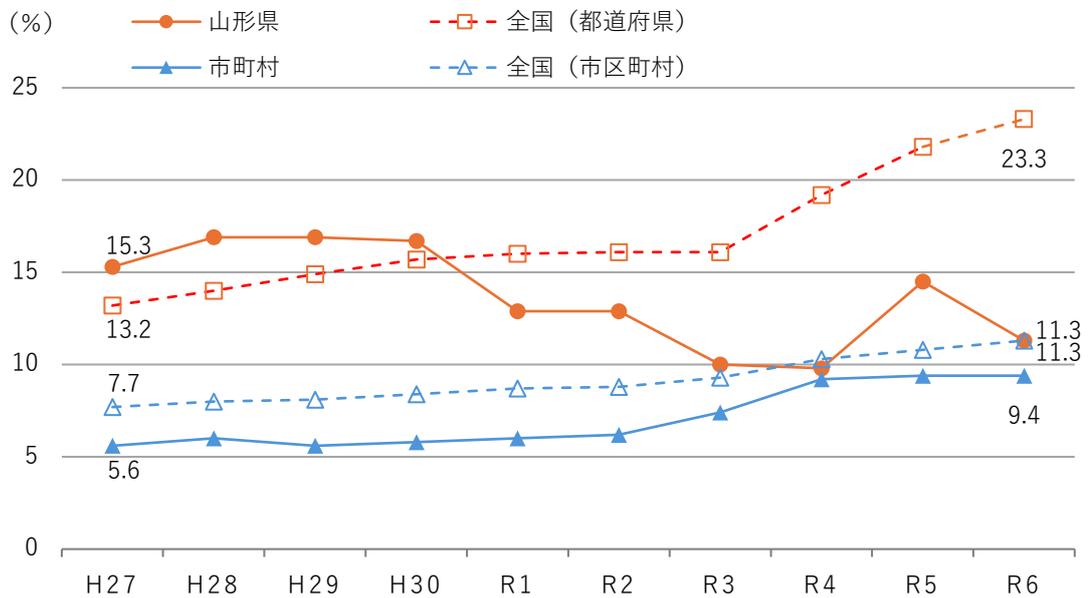
(※12) 女性の政策・方針決定参画状況調べ(R6.7.31 現在)、(R2.7.31)、日本公認会計士協会調べ(R7.1.31 現在)、(R3.1.31 現在)

(注1) 法律・要綱等で定める審議会のうち、県が目標を設定している審議会等委員の女性割合

② 地方防災会議における女性の登用状況の推移

防災会議の女性委員の割合は、県、市町村ともに全国平均を下回っています。

■地方防災会議委員に占める女性の割合

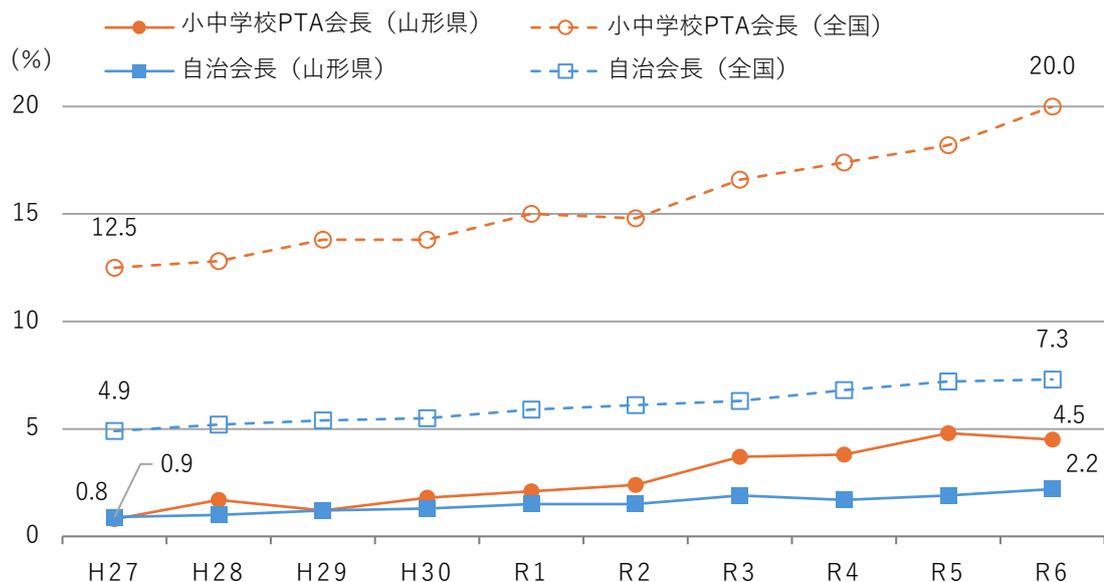


(女性の政策・方針決定参画状況調べ/内閣府)

③ 地域役員等における女性の参画状況の推移

自治会長、小中学校PTA会長に占める女性の割合は、微増で推移していますが、いずれも全国平均を下回っています。

■自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合

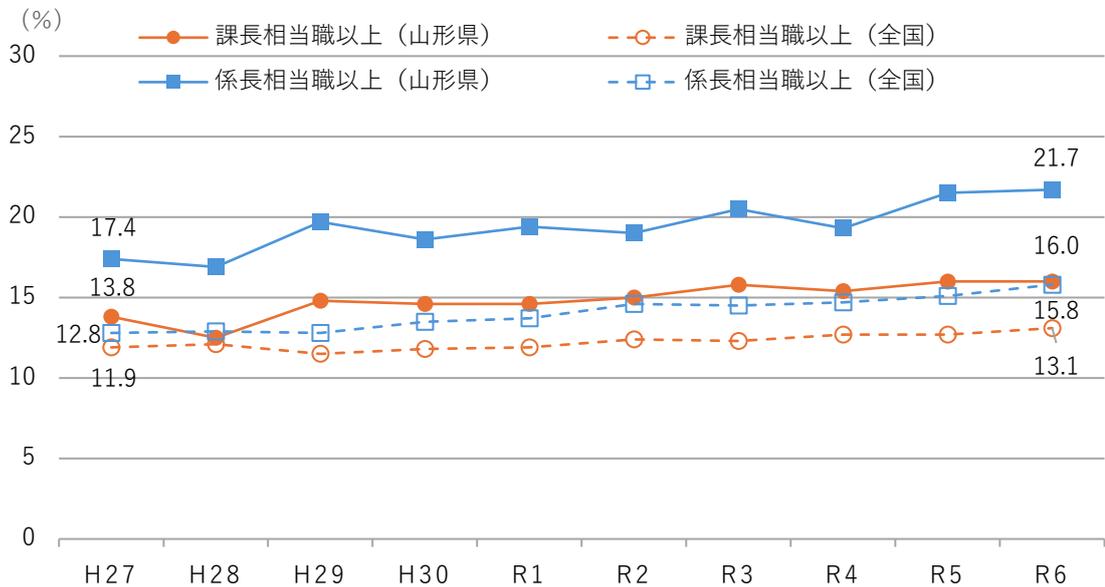


(女性の政策・方針決定参画状況調べ/内閣府、PTA (山形県) /山形県PTA連合会)

④ 企業における女性管理職の割合の推移

管理職に占める女性の割合は微増で推移していますが、課長相当職以上の割合は16.0%、係長相当職以上の割合は21.7%にとどまっています。

■企業における女性管理職の割合

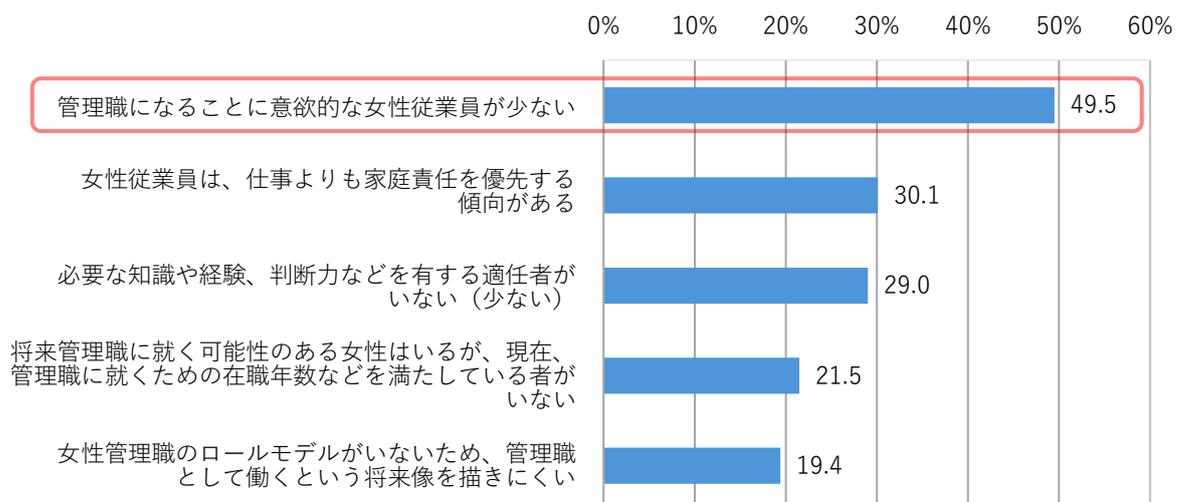


(雇用均等基本調査/厚生労働省、山形県労働条件等実態調査/山形県)

⑤ 女性の管理職登用を推進する上での課題

女性の管理職登用を推進する上で企業が感じている課題について、「管理職になることに意欲的な女性従業員が少ない」が49.5%と最も高くなっています。

■女性の管理職登用を推進する上での課題

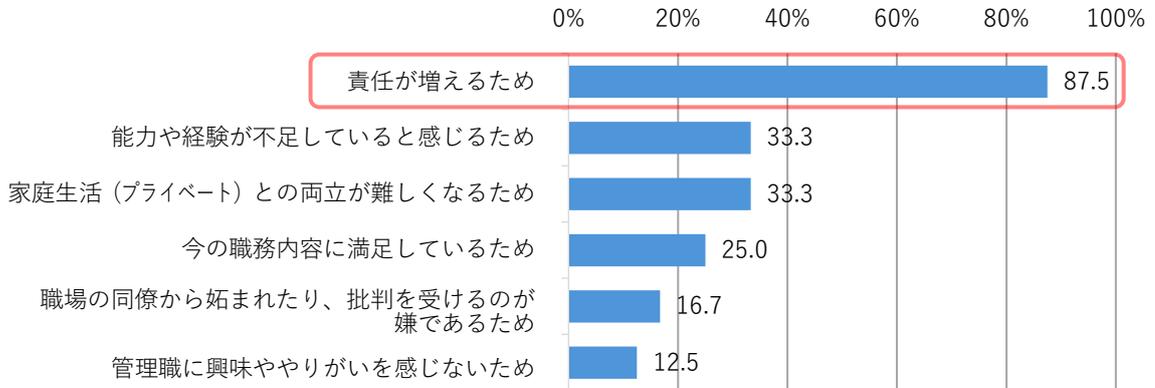


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

⑥ 女性に管理職などへの登用を打診して断られた理由

女性に管理職などへの登用を打診して断られた理由について、「責任が増えるため」が87.5%と最も高くなっています。

■女性の管理職などへの登用を打診し断られた理由



(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

(3) 就業の状況

① 女性の社会進出の状況

本県の女性の正規雇用の割合、育児をしている女性の有業率及び夫婦共働き世帯の割合は、いずれも全国に比べて高い状況にあります。

■女性の正規雇用の割合、育児をしている女性の有業率、夫婦共働き世帯の割合

全国順位	女性の正規雇用割合		育児をしている女性の有業率		夫婦共働き世帯割合	
1位	山形県	55.6%	鳥取県	88.0%	福井県	61.2%
2位	東京都	54.6%	山形県	87.2%	山形県	59.9%
3位	富山県	53.9%	島根県	86.8%	島根県	58.6%
	全国	46.8%	全国	73.4%	全国	51.5%

(令和2年国勢調査/総務省、令和4年就業構造基本調査/総務省)

② 給与額の状況

本県の現金給与額及び所定内給与額は、全国に比べて低い状況にあります。

また、女性の所定内給与額は男性の76.8%となっており、男女間で格差が生じています。

■令和6年労働者の都道府県別現金給与額等（産業計、企業規模計）

		年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	所定内 労働時間 (時間)	所定外 労働時間 (時間)	きまって支給 する現金給与額 (千円)		年間賞与 その他 特別給与額 (千円)
						現金給与額	所定内 給与額	
山形県	男	45.6	15.2	163	10	327.4	300.9	868.4
	女	45.1	12	159	6	245.9	231.2	538.4
男女間格差						75.1%	76.8%	62.0%
全国	男	44.9	13.9	162	13	398.6	363.1	1,124.9
	女	42.7	10	158	7	293.9	275.3	667.6
男女間格差						73.7%	75.8%	59.3%

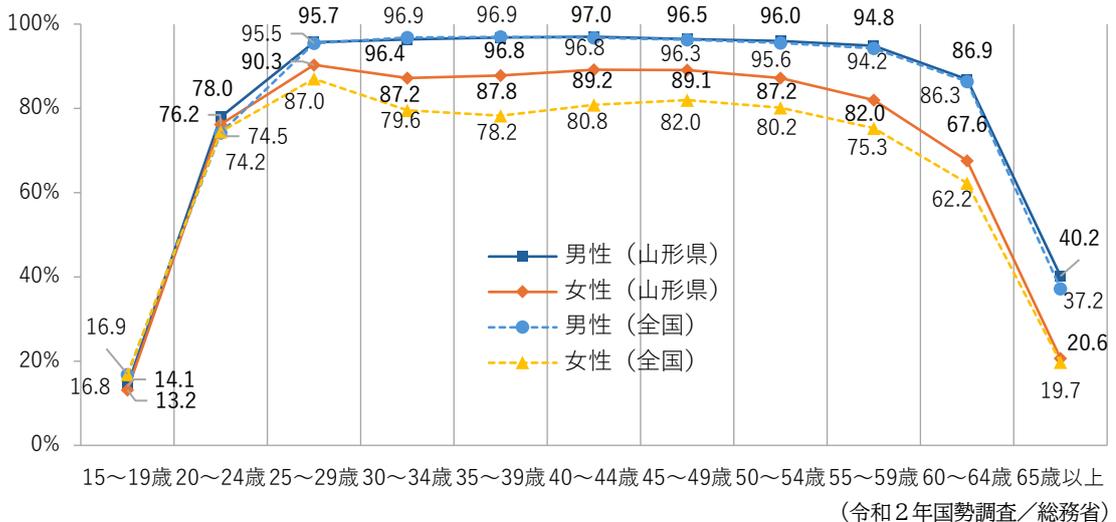
(令和6年賃金構造基本統計調査/厚生労働省)

③ 年齢階級別労働力率

本県の女性の労働力率は、30～34歳で87.2%（全国2位）、35～39歳で87.8%（全国1位）と全国に比べて高くなっています。

男性は25歳から59歳までほとんど変化が見られない一方で、女性は一般的に20代後半から30代の結婚・出産期に就業者数が減ることから労働力率は下がる傾向（いわゆるM字カーブ）にあります。本県の場合は、その落ち込みが小さい状況にあります。

■年齢階級別労働力率

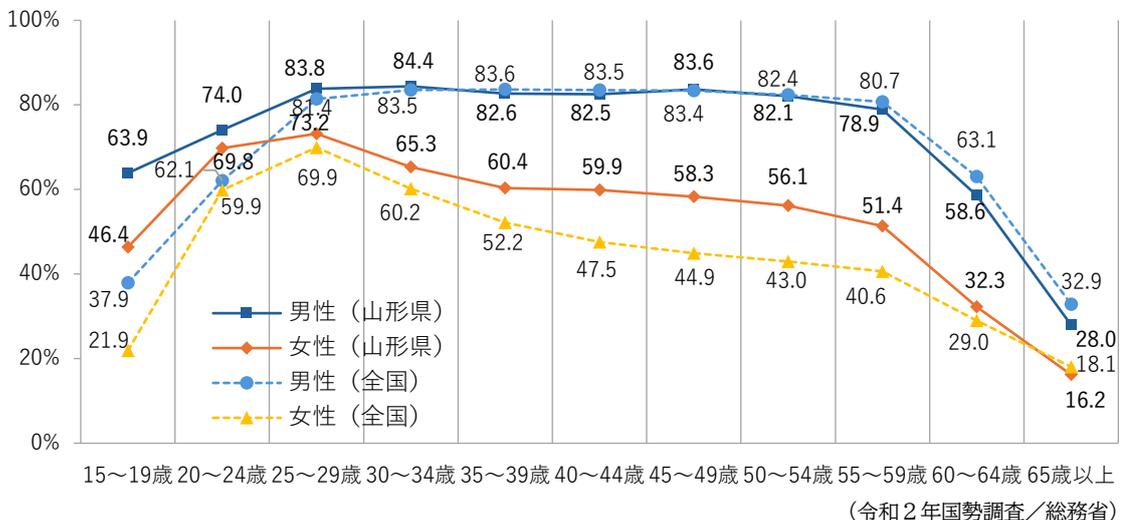


④ 年齢階級別正規雇用比率

人口に占める正規雇用労働者の割合は、総じて女性より男性の方が高く、男性は30代以降、大きな昇降なく推移するのに対し、女性は30代以降年齢が上がるごとに下降する傾向（いわゆるL字カーブ）にあります。

この傾向は本県でも同様であり、全国より緩やかではあるものの、30代以降は下降しています。

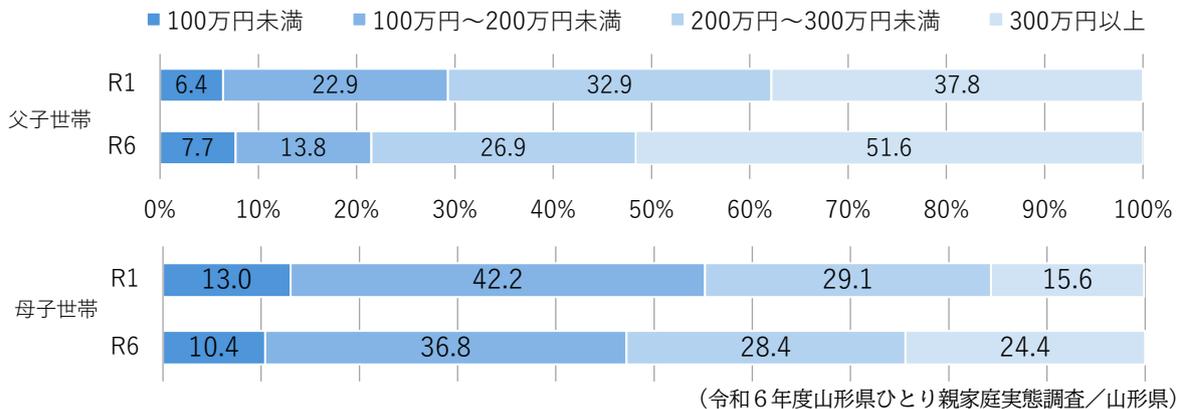
■年齢階級別正規雇用比率



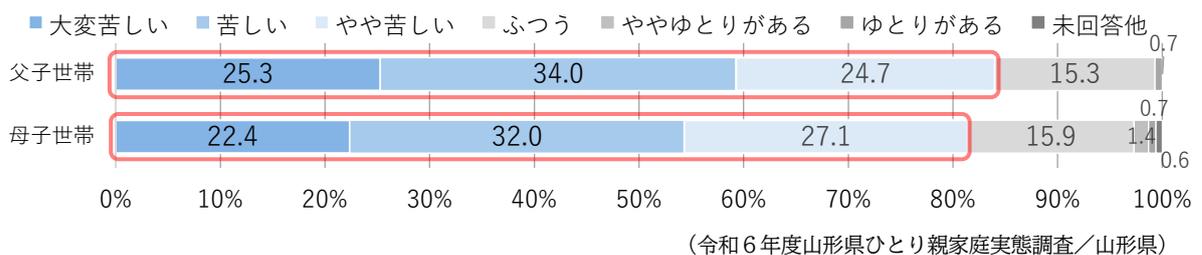
⑤ ひとり親世帯の親の年間就労収入額と暮らしの状況

ひとり親世帯の親の年間就労収入額について、200万円未満の割合は令和元年度調査と比べて父子世帯、母子世帯ともに減少しましたが、父子世帯で約2割、母子世帯では約半数を占めています。加えて、暮らしの状況について、「苦しい」状態にある世帯が8割以上となっています。

■ひとり親世帯の親の年間就労収入額



■ひとり親世帯の暮らしの状況

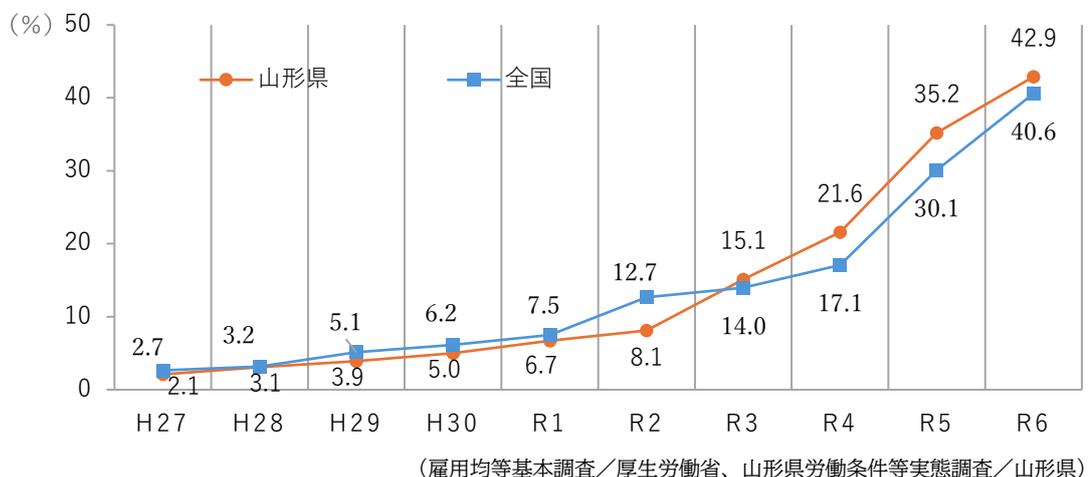


(4) ワーク・ライフ・バランスの状況

① 企業における男性の育児休業取得率

男性の育児休業取得率は全国的に近年増加傾向にあり、本県においても令和元年度調査（6.7%）から36.2ポイント増加し42.9%となっています。

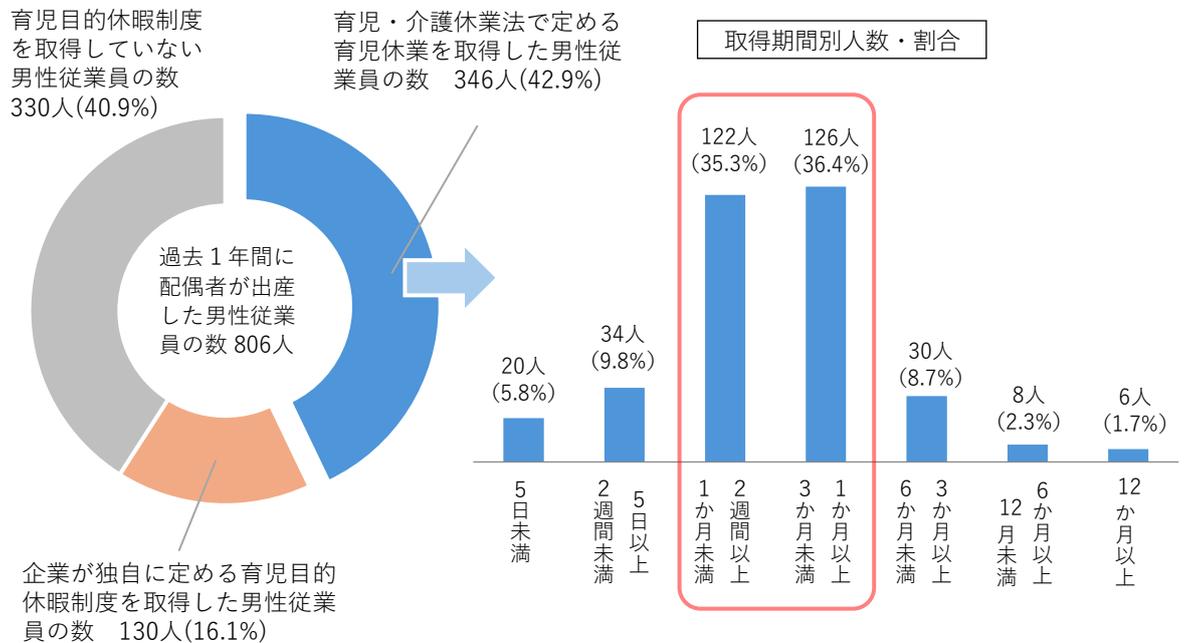
■企業における男性の育児休業取得率の推移



② 企業における男性の育児休業取得期間

育児・介護休業法で定める育児休業を取得した男性について、取得期間別の割合は「1か月以上3か月未満」が36.4%と最も多く、次いで「2週間以上1か月未満」(35.3%)となっています。

■男性従業員の育児休業取得期間別取得者数

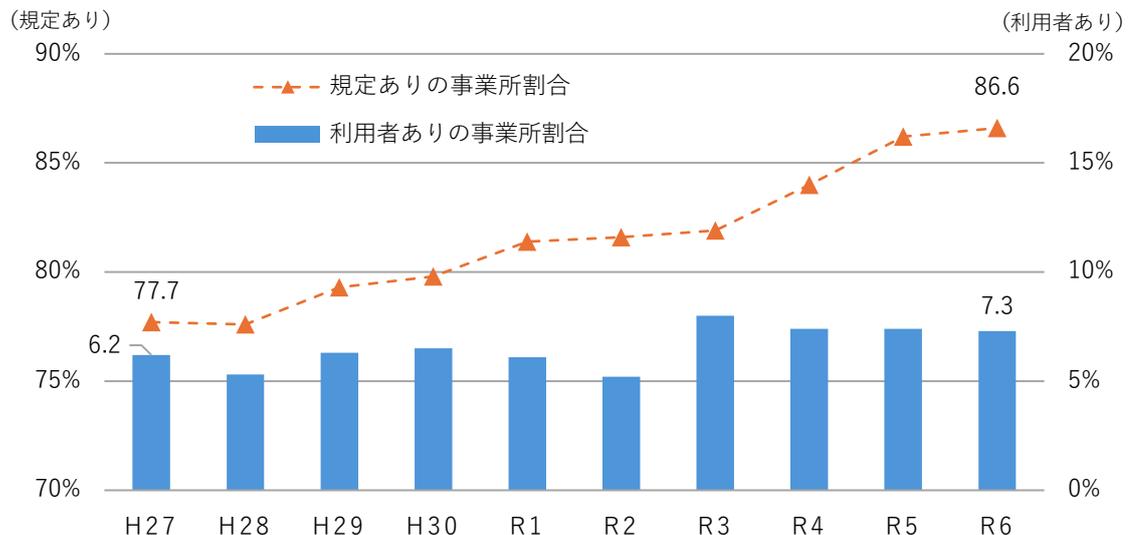


(山形県労働条件等実態調査/山形県)

③ 介護休暇制度の規定及び利用者のある事業所の状況

介護休暇制度について規定ありの事業所割合は9割近くとなっているものの、利用者ありの事業所は1割に満たない状況となっています。

■介護休業制度の規定状況の推移

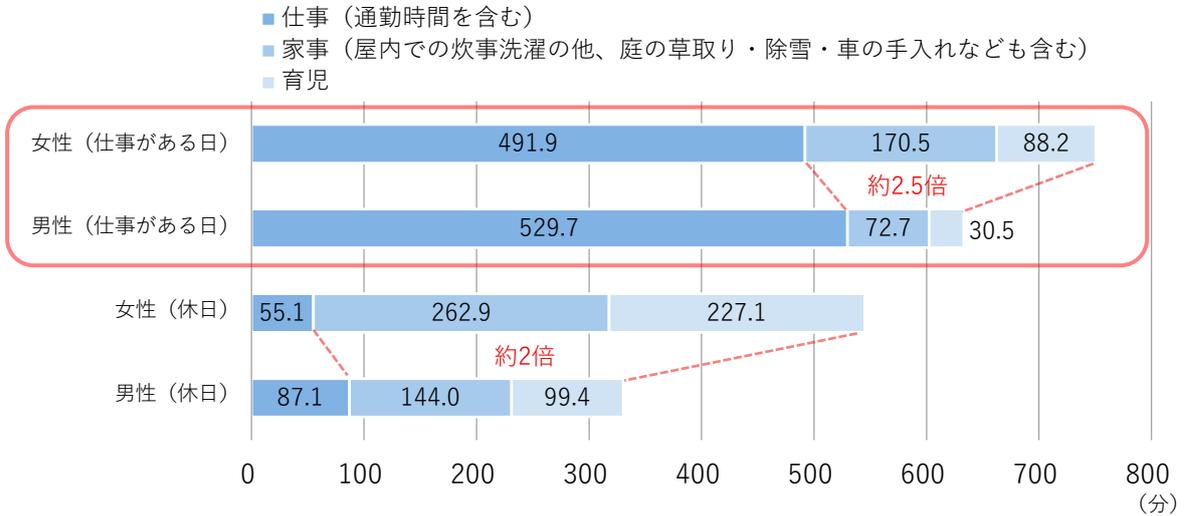


(山形県労働条件等実態調査/山形県)

④ 男性の家事・育児への参画状況

仕事がある日に「家事・育児」に費やす時間は、女性が258.7分、男性が103.2分で、女性が男性の約2.5倍となっています。

■ 1日あたりの平均所要時間

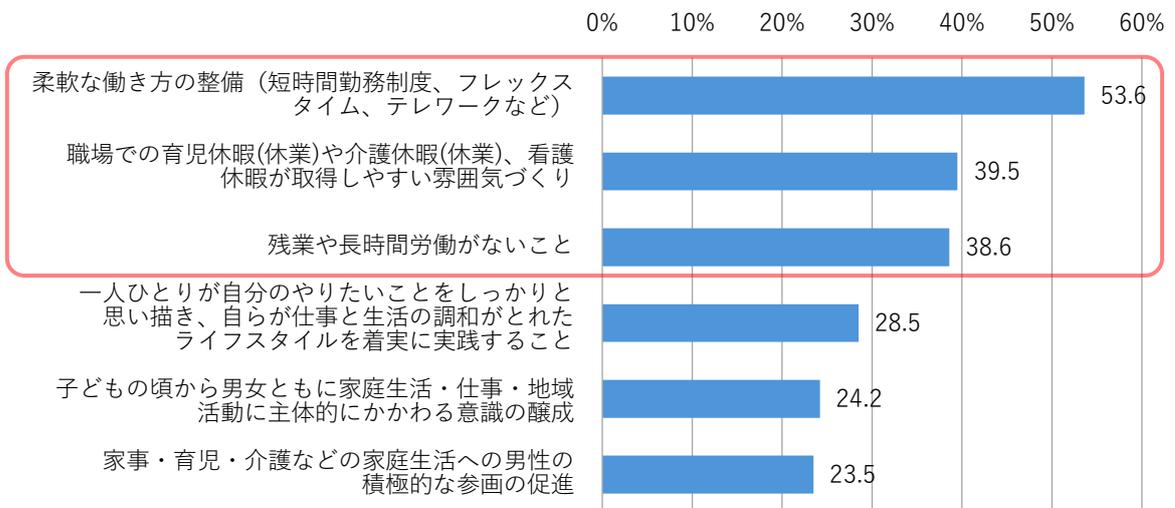


（令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県）

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なこと

ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なことについて、「柔軟な働き方の整備（短時間勤務制度、フレックスタイム、テレワークなど）」が53.6%と最も高く、次いで「職場での育児休暇(休業)や介護休暇(休業)、看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」(39.5%)、「残業や長時間労働がないこと」(38.6%)となっています。

■ ワーク・ライフ・バランスの推進に必要なこと



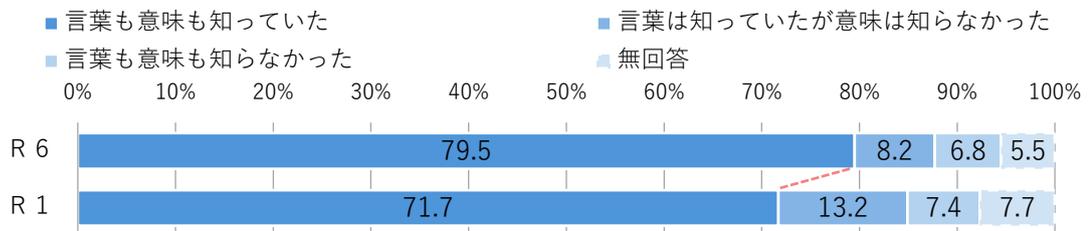
（令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査／山形県）

(5) DVや困難な問題を抱える女性等の状況

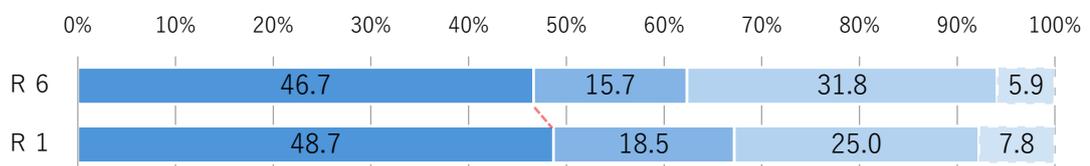
① 「DV」及び「デートDV」の認知度

DV等の認知度について、「言葉も意味も知っていた」は、「DV」が79.5%で令和元年度調査(71.7%)より7.8ポイント増加しました。一方で、「デートDV」は46.7%で令和元年度調査(48.7%)より2.0ポイント減少しました。

■ 「DV」の認知度



■ 「デートDV」の認知度

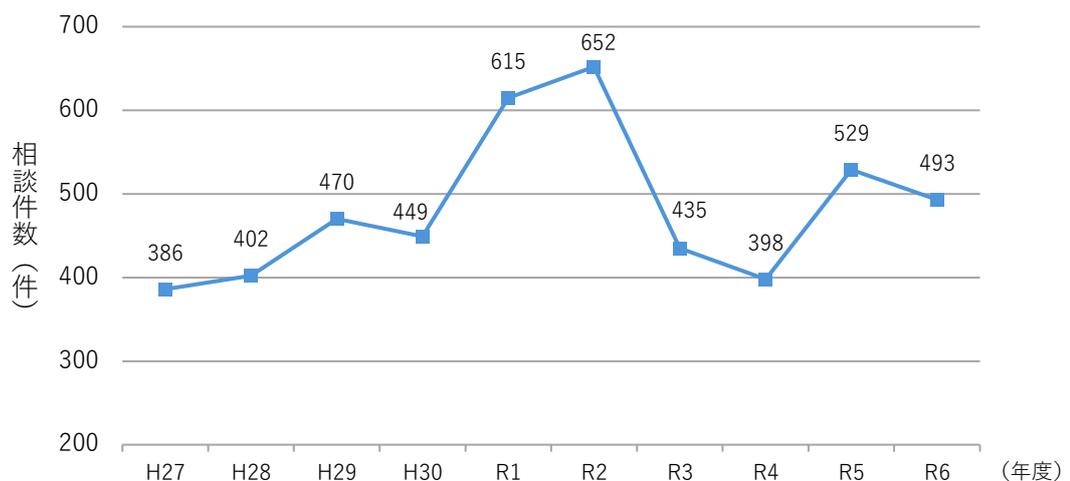


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

② 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談件数

DV被害者の相談件数について、平成27年度以降は増加傾向にあり、令和2年度には最大の652件となりました。その後、令和4年度には398件まで減少しましたが、直近の令和6年度には493件となっています。

■ 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談件数

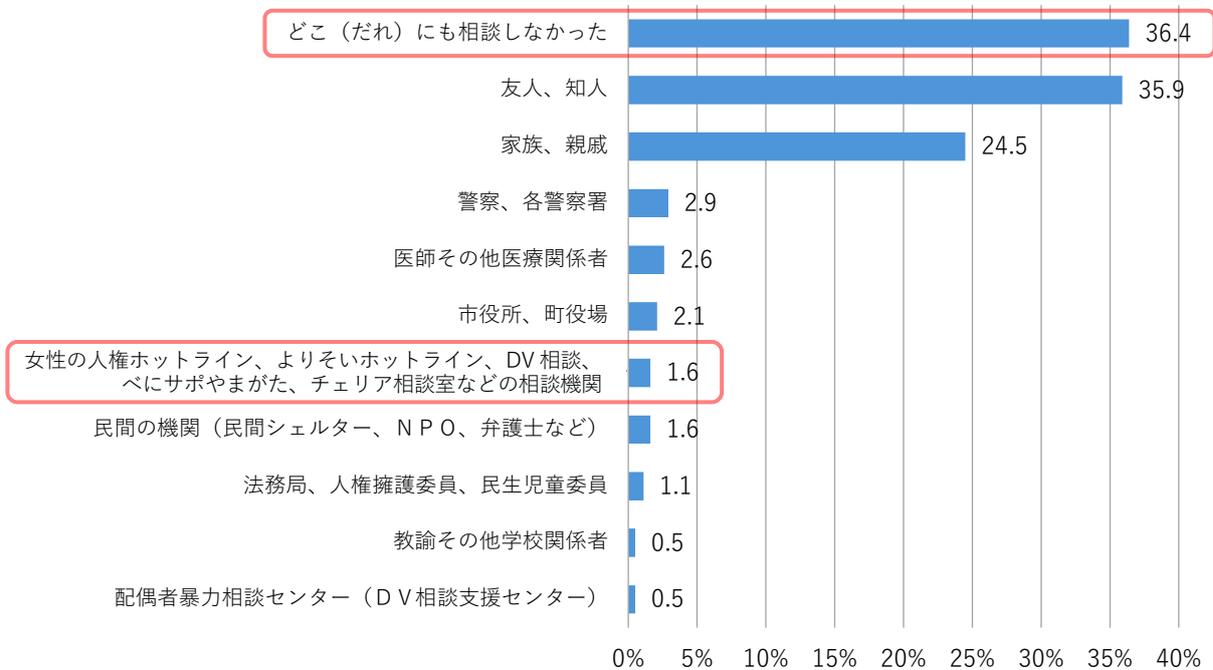


(山形県こども家庭福祉課調査)

③ DVを受けた時の相談先

DVを受けた時の相談先について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が36.4%と最も高くなっています。一方で、女性の人権ホットライン等の相談機関は1.6%と低くなっています。

■ DVを受けた時の相談先

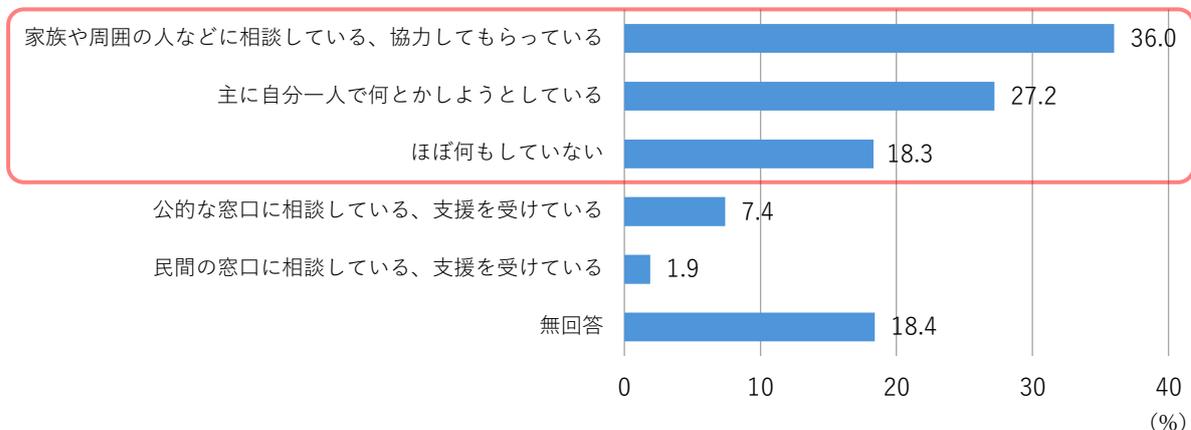


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

④ 抱える悩みや困難への対応方法

抱える悩みや困難への対応について、「家族や周囲の人などに相談している、協力してもらっている」が36.0%と最も高く、次いで「主に自分一人で何とかしようとしている」(27.2%)、「ほぼ何もしていない」(18.3%)となっています。

■ 抱える悩みや困難への対応方法

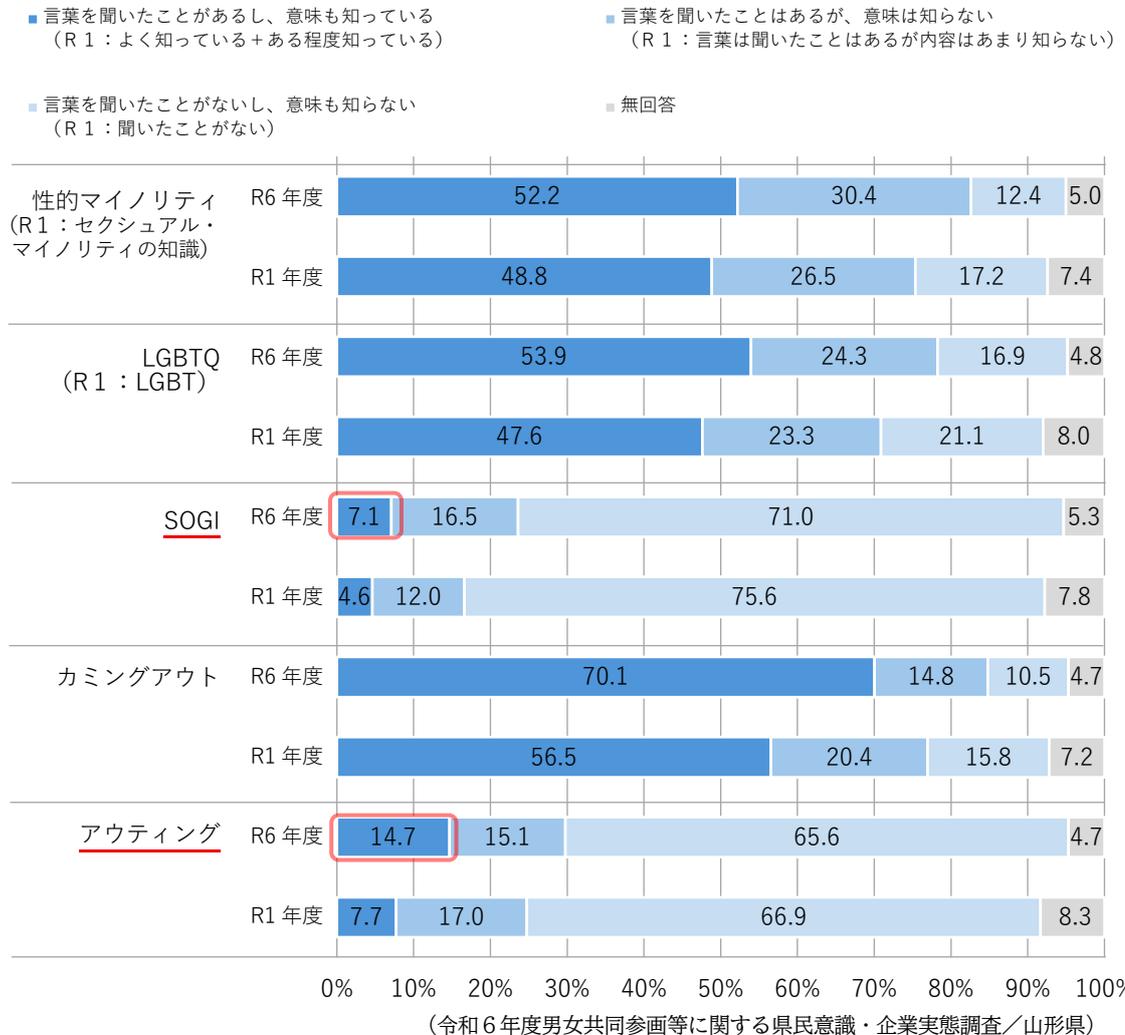


(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

⑤ 性の多様性に関する用語の認知度

性の多様性に関する用語の認知度は、令和元年度調査に比べ全体的に向上している一方で、「SOGI（ソジ）」、「アウティング」などは依然として低い状況となっています。

■性の多様性に関する用語の認知度



〔性的マイノリティ〕
LGBTQやその他の多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティを持つ人。

〔LGBTQ〕
レズビアン(L)・ゲイ(G)・バイセクシュアル(B)・トランスジェンダー(T)・クエスチョニング/クィア(Q)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称の一つ。

〔SOGI(ソジ)〕
性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉。SOGIは性的マイノリティであるか否かに関わらず、全ての人を持つ性のあり方を表現するための言葉。

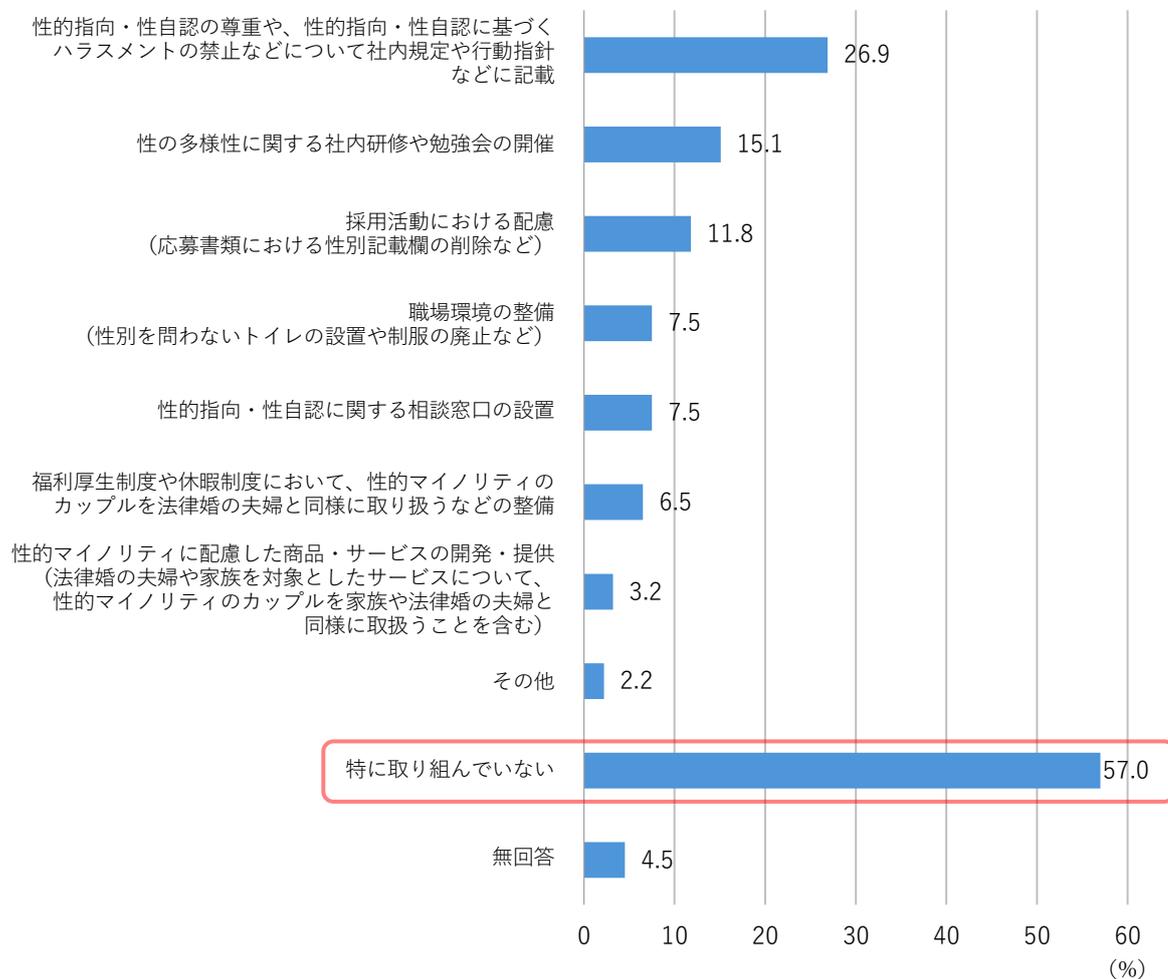
〔カミングアウト〕
これまで公にしていなかった自分の性のあり方(性的指向や性自認など)を本人が他者に表明すること。

〔アウティング〕
本人の同意なく、その人の性のあり方(性的指向や性自認など)を第三者に暴露してしまうこと。アウティングはプライバシーの侵害であり、本人の尊厳を傷つける行為。

⑥ 企業における性的マイノリティへの配慮としての取組み

企業における性的マイノリティへの配慮としての取組みについて、「特に取り組んでいない」が約6割と最も高くなっています。

■企業における性的マイノリティへの配慮としての取組み



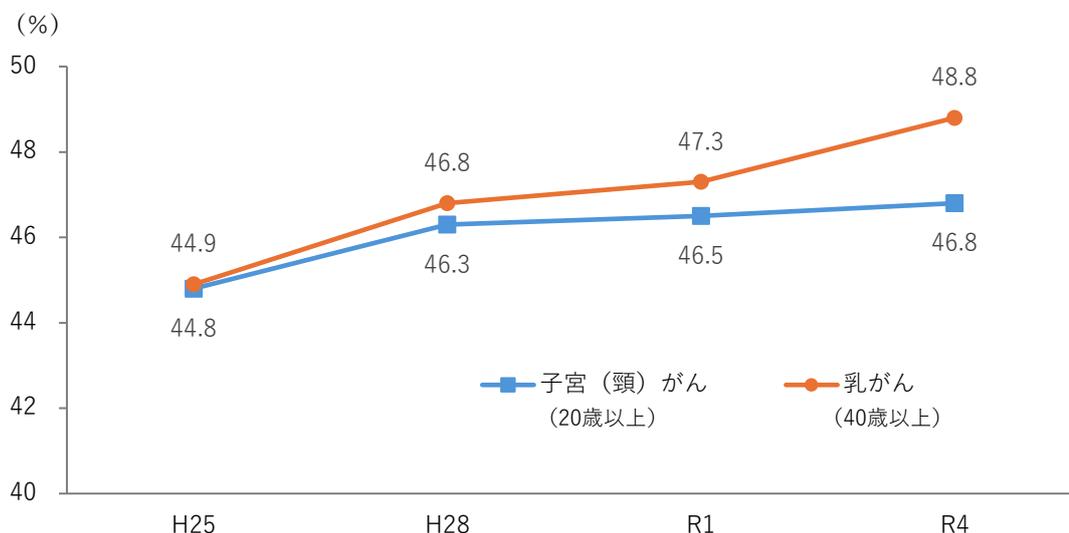
(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

(6) 女性の健康をめぐる状況

① 子宮頸がん及び乳がん検診受診率の推移

本県の乳がん検診の受診率は増加傾向にあり、子宮頸がん検診の受診率は微増で推移しています。

■子宮頸がん及び乳がん検診受診率の推移



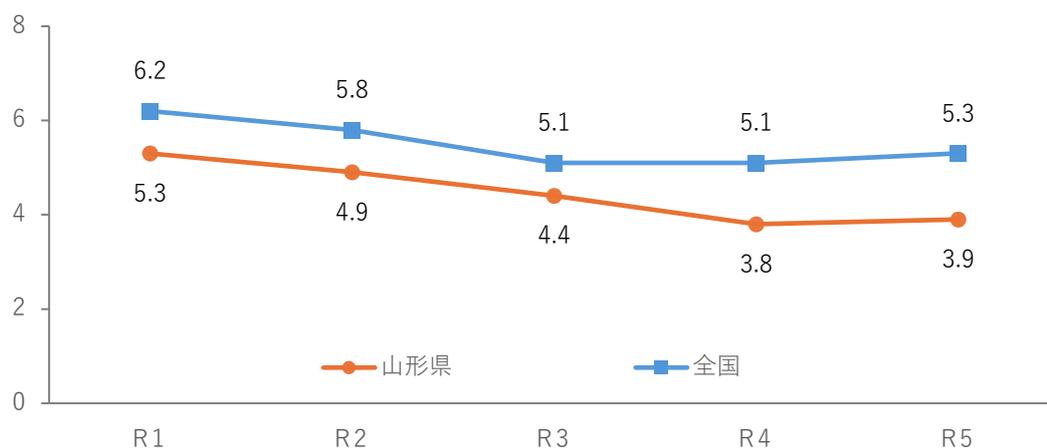
(山形県がん対策・健康長寿日本一推進課調査)

② 人工妊娠中絶実施率の推移

本県の人工妊娠中絶の実施率は減少傾向にあり、全国平均を下回っています。

■人工妊娠中絶実施率の推移

(女子人口千対)



(衛生行政報告例/厚生労働省、母子保健事業のまとめ/山形県)

2 社会情勢の変化

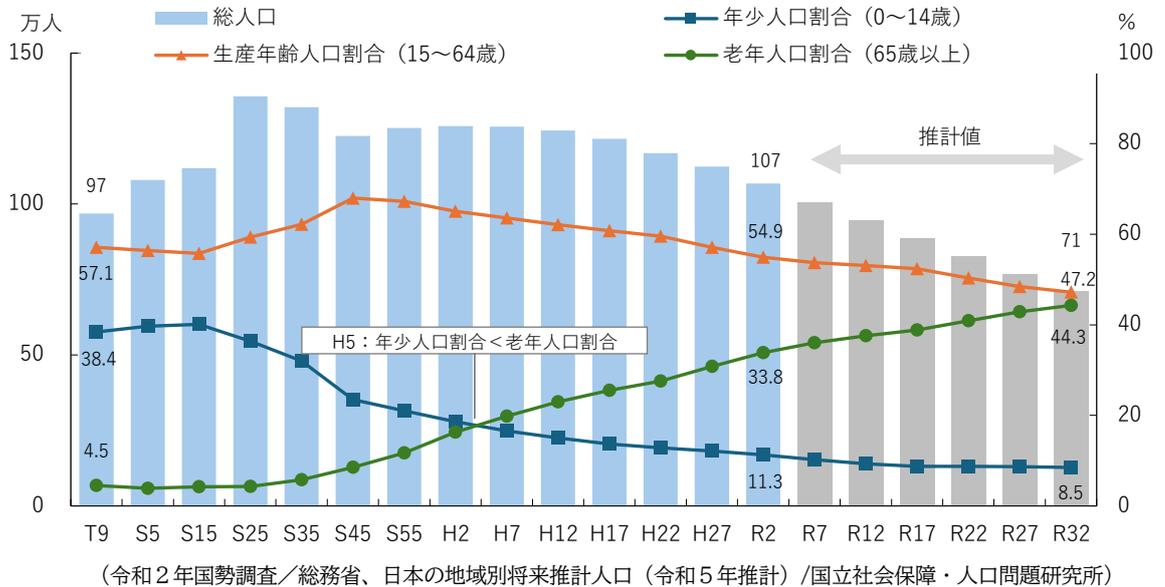
(1) 人口減少と少子高齢化の状況

本県の人口は、昭和 20 年代をピークに 120 万人台で推移してきましたが、平成 5 年には老年人口割合が年少人口割合を上回るとともに人口の減少傾向が顕著になっています。

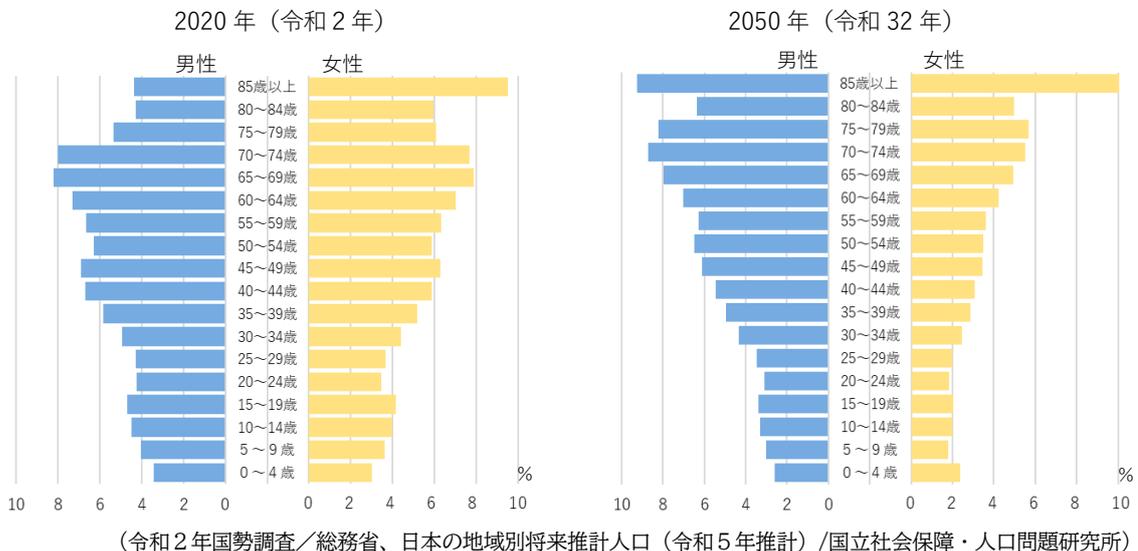
将来推計によれば、このまま抜本的な対策を行わず出生率が改善されないと、人口減少が続き、令和 32 年（2050 年）には 71 万人まで減少すると予測されています。

また、本県の人口構成については、老年人口割合が更に高くなる一方、64 歳以下の割合は減少することが予測され、少子高齢化が一層進むことが見込まれます。

■総人口の推移（山形県）



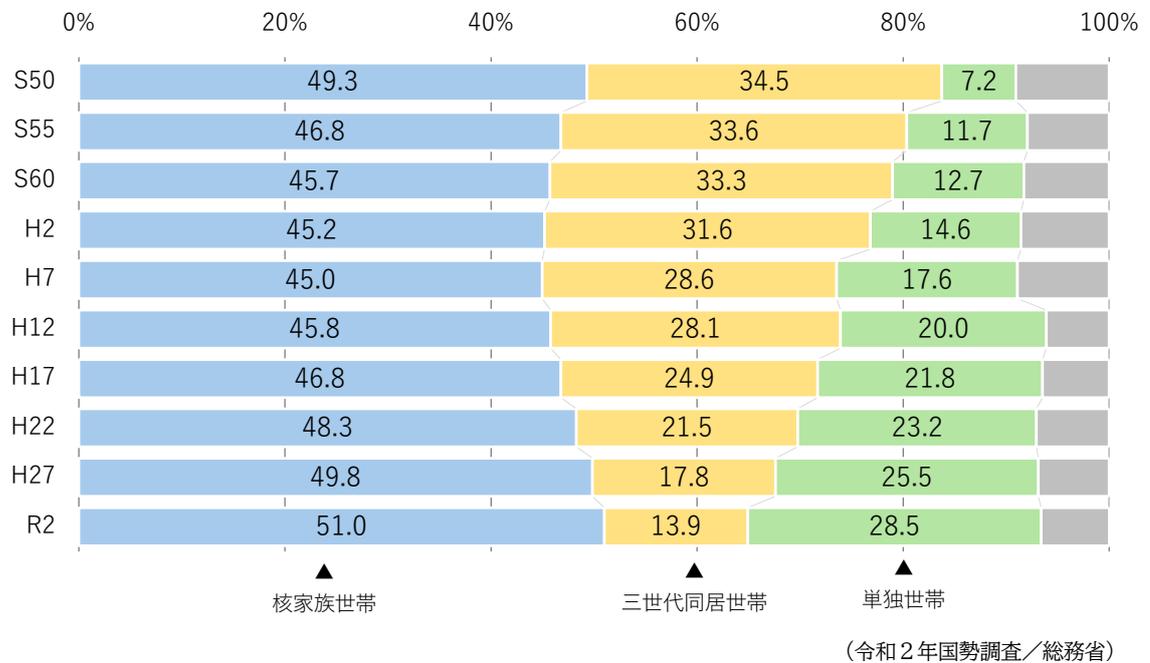
■人口構成の変化（山形県）



(2) 世帯構造の変化

本県では、年々核家族世帯及び単独世帯が増加し、三世代同居世帯が減少しています。

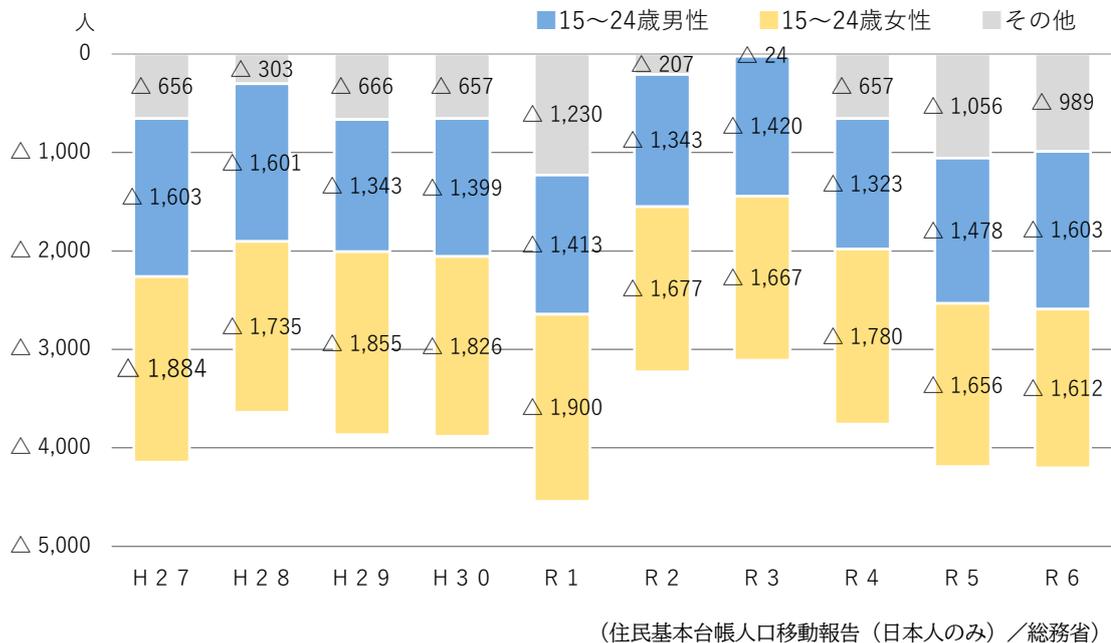
■世帯構造の変化



(3) 若年層の県外転出の推移

本県では、男女ともに15～24歳の転出超過が最も多く、社会減の7割以上を占める傾向が続いています。また、女性の転出超過が男性より多い傾向にあります。

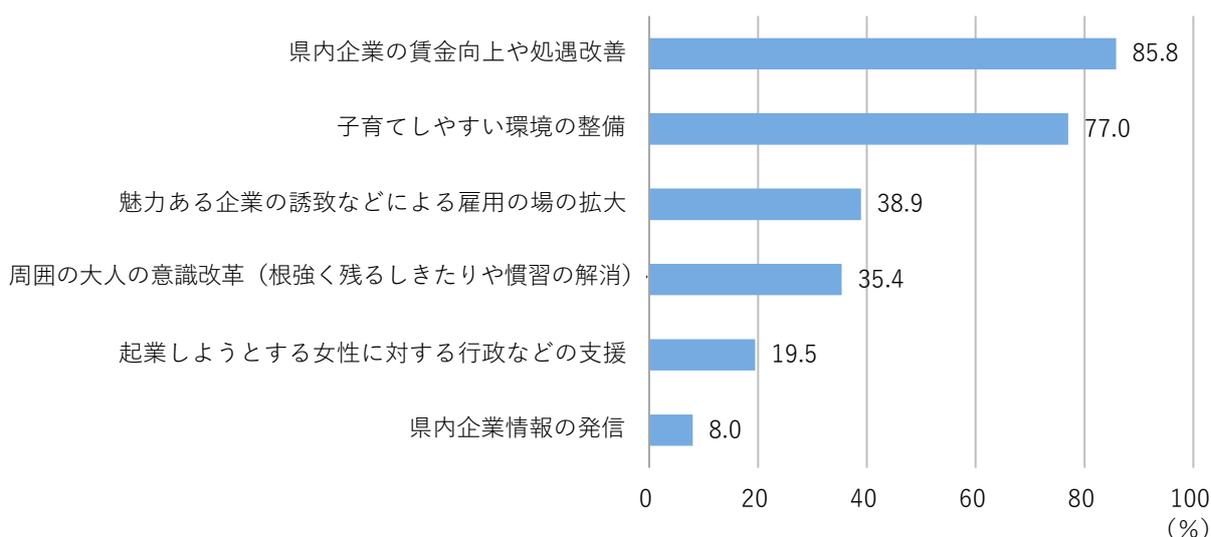
■若年層の県外転出の推移



(4) 若年女性の県内定着・活躍のために必要な取組み

若年女性の県内定着・活躍のために必要な取組みについて、「県内企業の賃金向上や処遇改善」が 85.8%と最も高く、次いで「子育てしやすい環境の整備」(77.0%)、「魅力ある企業の誘致などによる雇用の場の拡大」(38.9%)となっています。

■若年女性の県内定着・活躍のために必要な取組み (女性 18 歳～39 歳)



(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

(5) 大規模災害の状況

気候変動等の影響により全国的に自然災害が頻発化・激甚化しています。本県においても、近年、令和2年、令和4年、令和6年と相次いで大雨により甚大な被害が発生しました。

■近年の大雨による被害状況

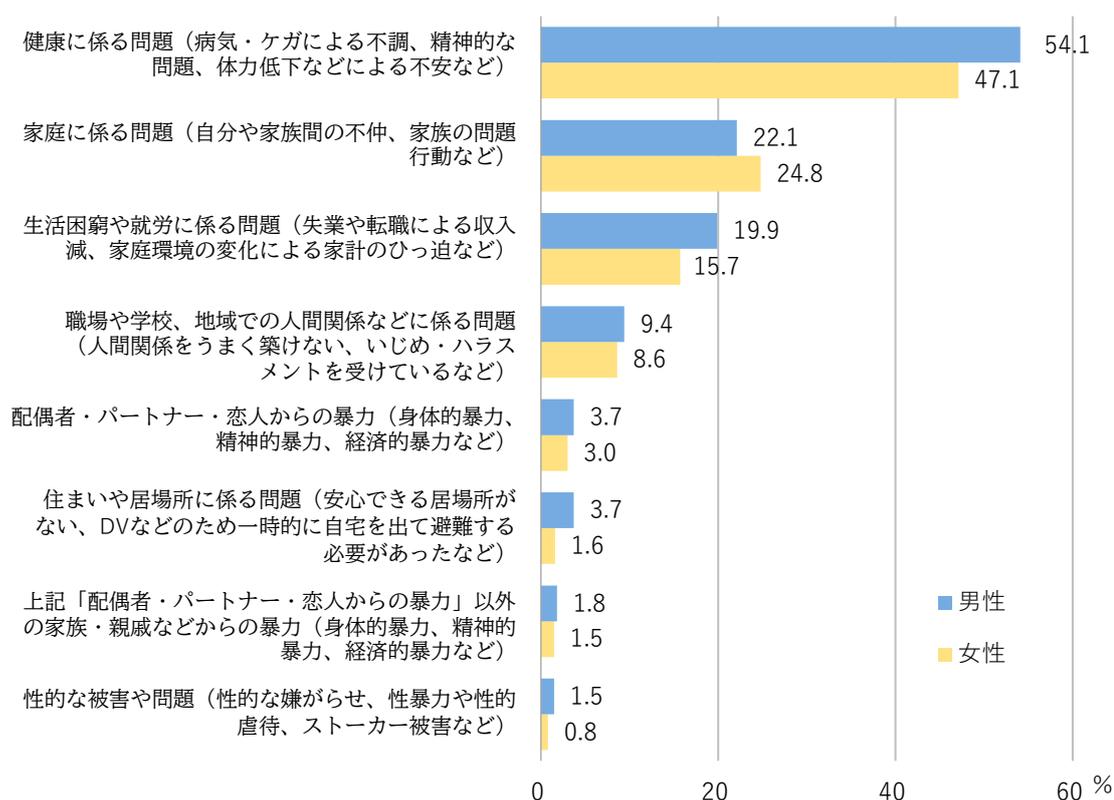
	被害額 (億円)	避難者 (人)
令和2年7月豪雨	400	10,332
令和4年8月3日からの大雨	480	3,087
令和6年7月25日からの大雨	1,116	3,383

(山形県防災危機管理課調査)

(6) 抱える困難の状況

抱える困難の状況について、「健康に係る問題」(男性 54.1%、女性 47.1%)が最も高く、次いで「家庭に係る問題」、「生活困窮や就労に係る問題」となっています。男女ともに大きな傾向の違いは見られませんが、「家庭に係る問題」は、女性の方が男性より高くなっています。

■抱える困難の状況



(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

本計画は、条例に掲げる基本理念に基づき、誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することにより、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being[※]）の実現と自分らしく輝くことができる社会を目指します。

また、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある山形県を維持していくため、本県を取り巻く現状や課題を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

計画の推進にあたっては、3つの「基本の柱」を掲げ、10の「施策の方向」を定めるとともに、10の重点施策を設け、「多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県」を目指します。

※ 身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方等、非常に幅広い概念。

《目指す姿》

多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県

《基本の柱》

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化
- II あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり
- III 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

2 計画の基本理念

条例第3条に掲げる5つの基本理念のもと、総合的かつ計画的な推進を図ります。

- ① 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）
- ② 社会の制度や慣行の見直し（条例第3条第2項）
- ③ 政策や方針の立案・決定への共同参画（条例第3条第3項）
- ④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（条例第3条第4項）
- ⑤ 生涯にわたる健康の確保（条例第3条第5項）

SDGs（持続可能な開発目標）の視点

平成27年の国連サミットで、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、ジェンダー平等の実現や、貧困や格差の解消など、2030年までに達成すべき17の目標（ゴール）を設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本計画の目指す姿である「多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県」に向け、包摂性・寛容性の高い社会を実現することは、このSDGsの理念とも軌を一にしています。



3 計画の体系

※ **重点** は重点施策

柱	施策の方向	主な施策	目指す姿 多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県
基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化			
1	多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上	① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの強化 重点 ② 女性や若者の意見を広く聴く機会の創出 ③ 多様な生き方や暮らし方の実現に向けた取組みの推進	
2	男女共同参画の視点に立った学びの推進	① 若い世代が互いを尊重し合い、主体的に生きていくための能力を身につける教育・学習の推進 重点 ② あらゆる機会を活用した男女共同参画の理解を促す研修等の充実 ③ 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進	
3	女性活躍推進計画 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進	① 「共働き・子育て」等の実現に向けた取組みの推進 重点 ② 多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の充実 ③ 暮らしやすい地域づくりに向けた多様な人材の参画促進	
基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり			
4	政策・方針決定過程における女性の参画拡大	① 管理職・役員等への女性の登用促進 重点 ② 政治分野における女性の参画促進 ③ 審議会等委員への女性の参画促進 ④ 女性の意識改革や人材の育成、キャリア形成支援、ネットワークの形成促進	
5	働く場における男女共同参画の推進	① 女性の活躍を実現する職場風土の醸成 重点 ② 待遇改善や賃金向上による男女間格差の是正 ③ 柔軟で多様な働き方の導入の促進 ④ 女性の就業支援やスキル・キャリアアップの支援の充実 ⑤ 仕事と健康課題の両立の支援 ⑥ ハラスメント防止対策の促進	
6	様々な分野における男女共同参画の推進	① 農林水産業等における女性の参画拡大 重点 ② 科学技術・学術分野等における女性の参画拡大 ③ 女性の起業に対する支援	
基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり			
7	DV被害者支援計画 あらゆる暴力の防止・根絶対策の推進	① DV等暴力防止の普及啓発の推進 ② DV等被害者への相談体制・保護体制・自立支援の充実 重点 ③ 性犯罪・性暴力等への対策の推進	
8	困難女性支援計画 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重	① 困難な問題を抱える女性等への支援の充実 重点 ② ひとり親家庭への相談体制と生活・就労支援の充実 ③ 性の多様性に対する理解促進や困難な状況にある人への支援	
9	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	① 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 重点 ② 男女共同参画の視点に立った防災の取組強化	
10	生涯を通じた健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った知識の普及や保健医療対策の充実 重点 ② ライフステージに応じた健康の保持増進	

※ 女性活躍推進計画 … 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画
 ※ DV被害者支援計画… 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画
 ※ 困難女性支援計画 … 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画

第5章 基本の柱ごとの施策の方向と主な取組み

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

- 将来にわたって活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、長い人生の中で主体的で多様な選択ができ、平等に能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。また、男女共同参画社会に向けた取組みを推進することは、多様な生き方や働き方を可能にし、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現にもつながります。
- 男女共同参画社会づくりが大きく進展していない要因として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が地域に根強く残っていることが指摘されています。そのため、男女平等の理念を尊重する教育・学習を推進するとともに、家庭・地域・職場・学校等における一層の意識改革と理解促進を図っていく必要があります。あわせて、アンコンシャス・バイアスが近年増加している若年女性の県外流出の一因となっているとも考えられることから、女性や若者に選ばれる地域を目指し、その解消を図るとともに、女性や若者のニーズや意見を継続して把握し、施策に反映していきます。
- さらに、本県は育児をしながら働く女性や共働き世帯の割合が高い一方で、依然として家事や子育ては女性に偏っている傾向があります。若い世代が希望する共働き・共育ての実現に向け、社会全体で機運を醸成していくことが重要です。
- 誰もがライフステージに応じて希望する暮らし方・働き方を選択でき、自分らしく生きられる包摂性・寛容性の高い地域づくりを進め、男女共同参画社会の実現の基盤となる県民の意識改革を一層促進します。

施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上

(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの強化 **重点**

- 家庭・地域・職場において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、メディア等を活用した広報・啓発活動により、幅広い世代の男女双方の意識改革と行動変容を促します。
- 各種情報の発信にあたっては、人権を尊重する表現を促進するとともに、固定的な性別役割分担意識や偏見の助長につながるものがないよう、男女共同参画の視点を踏まえた表現を促します。

- 家庭・職場・学校等、あらゆる場面での男女共同参画に関する悩みや問題の解決に向けた支援を実施します。
- 県民がSNS等を含むメディア情報を主体的に収集・判断し、適切に発信できるよう男女共同参画の視点に配慮したメディア・リテラシーの向上を図ります。

【主な取組み】

- ① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、女性や若者の声を活かした気づき発信動画を作成し、テレビCMやSNSなどの様々な媒体において発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 地域における男女共同参画を推進するため、県男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、町内会や企業等において出前講座等の啓発活動を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ ジェンダーバイアス[※]への気づきを促すため、公的広報における「男女共同参画の視点に配慮した表現のガイドライン」の活用を促進。（多様性・女性若者活躍課）

※ 社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーにかかわる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、さまざまなレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされていること。
- ④ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行や図書類への適切な対応を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 県男女共同参画センター「チェリア」において、男性相談員による男性相談窓口を設置し、男性が相談しやすい環境を整備。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 学校のICT環境の整備を進め、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成。（教育局義務教育課）
- ⑦ 児童生徒が情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力を育成。（教育局義務教育課、教育局高校教育課）

（2）女性や若者の意見を広く聴く機会の創出

- 女性や若者の意見を広く聴く機会を創出し、施策に反映することにより、女性や若者が「住み続けたい」、「戻りたい」と思える地域づくりを推進します。

【主な取組み】

- ① 各分野で意欲的に活動する団体・企業等の活動状況を知事が視察し、それぞれが望む「山形県の未来」やそのためのアクションについて、訪問先の若者等と意

見交換を実施。また、県内外の女性や若者等と知事とで持続可能で明るい山形県の未来について意見交換を実施。（広報広聴推進課、いきいき山形未来企画室）

- ② 女性の意識改革、モチベーション向上及び県内就職への意識づけを図るため、山形で暮らし働く若い女性と女子学生との交流会等を開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 若年女性の県内就職・定着促進に向けた取組みの検討・推進を目的とする「若年女性県内就職・定着促進協議会」を開催。（雇用・産業人材育成課）

（3）多様な生き方や暮らし方の実現に向けた取組みの推進

- 誰もが自らの個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるよう、ライフデザインや進路選択に資するロールモデルの紹介や県内で暮らし働くための情報発信等により、若年層や女性の県内定着・回帰を促進します。

【主な取組み】

- ① 県内の大学生等が山形で多様な働き方・暮らし方をする若者を取材し、WEBや冊子等で広く発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 若者の地域活動の総合相談窓口として「若者支援コンシェルジュ」を設置し、若者サポーターによる活動の伴走型支援を行うとともに、県内外へ若者の地域活動の情報を発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 県内の若者の活躍や山形暮らしの魅力を「やまがた若者応援大使」により、県内外へ発信。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 男性も女性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 移住・定住イベント等により、多様な仕事や暮らし方、山形の魅力を発信。（移住定住・地域活力拡大課）
- ⑥ 移住交流ポータルサイト・SNS等での情報発信や首都圏での相談・移住コーディネートによる支援活動のほか、県内中小企業への就業者や県外から移住した若者・子育て世帯等への支援金を給付。（移住定住・地域活力拡大課）
- ⑦ 奨学金の貸与を受けた大学生等が卒業後に県内定住・就業した場合、市町村・企業等との連携により奨学金返還を支援。（産業創造振興課）

アンコンシャス・バイアス

～あなたの気づきが暮らしやすい山形への第一歩～

「アンコンシャス・バイアス」という言葉をご存じですか。

アンコンシャス・バイアスとは、人が無意識に持つ偏見や思い込みのことです。例えば「家事や育児は女性がするもの」「男性は仕事をして家計を支えるべき」などのように、過去の経験などによって、気づかずに身につけたもので、意図せず、行動や意思決定に影響を与えます。誰にでもあるものですが、時に自己基準で決めつけてしまうことで、相手を傷つけたり、自分や周りの人の可能性を狭めてしまったりする場合があります。

■性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験

順位	男性	女性
1	家を継ぐのは男性であるべき	地域の会合等で食事の準備等は女性の役割
2	男性は仕事をして家計を支えるべき	家事・育児は女性がするべき
3	地域の会合等で食事の準備等は女性の役割	共働きで子どもの看病は母親がするべき

(令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

県ホームページで「急な子どものお迎え、まずは母親?」「女性は管理職になりたいくない?」などのテーマでアニメーション動画等を公開しているほか、令和7年度には、地元タレントが出演するテレビCM「みんなで気づこうアンコンシャス・バイアス」を初めて放映しました。CM放映に合わせ、特設サイトの開設やSNSを活用した情報発信も行い、幅広い世代へ「気づき」を促しました。特設サイトには、「組織のリーダーは男性のほうが向いている」「親戚の集まりで結婚して一人前と言われる」「避難所での炊き出しは婦人会の役割」など、県民の皆さんが直接経験したり、見聞きしたりした多くの事例も寄せられました。これらは、日常の何気ない一コマかもしれませんが、その積み重ねが、女性や若者が地元を離れる一因になっている可能性があることを一人一人が意識し、振り返ってみることが大切です。

性別にかかわらず、誰もがいきいきと輝ける山形県へ。まずは自分の中にある「無意識の思い込み」に気づくことから始めてみませんか。

【詳細はこちらから】

県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/uncon2025.html>

県が令和6年度に実施した県民意識調査では、男女共に半数以上が「性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験」があると回答しました。

こうしたことから、県では、お互いの意見や価値観を尊重し合い、誰もが暮らしやすい地域となるよう、アンコンシャス・バイアス解消に向けた様々な取り組みを行っています。



啓発リーフレット



Yamagata Women's Link ～山形でつながる広がる私の可能性～

進路や将来について、「地元で自分のやりたい仕事ができるのか」「自分らしく暮らせるのか」と多くの方が考えたことがあるのではないのでしょうか。

本県では、近年、若年女性を中心に県外への転出超過が続いています。また、国の調査でも、進学や就職を機に地方から都市へ転出した後、都市にとどまり地方に戻らない傾向が強くなっていることが示されています。

その背景として、地方には希望する進学先や就職先が少ないこと、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが根強く残っていることなどが指摘されていますが、将来の暮らし方や働き方を描くための情報が不足していることなども考えられます。

こうした課題に対応するため、県では若手社会人女性と女子学生を対象に、同世代や異業種の方と交流しながら、これからの働き方や将来のビジョンについて本音で語り合い考える交流会「Yamagata Women's Link」を開催しました。

令和7年度は約60名が参加し、各分野で活躍するパネリストによるトークセッションやグループトークで会場内は熱気に包まれました。参加者同士の意見交換を通し、キャリア観や積極的にチャレンジする姿勢に刺激を受け、「参考となるロールモデルを知ることができた」「自分もチャレンジしたい」「山形で貢献したい」など前向きな声が多く寄せられました。



交流会でのグループトーク

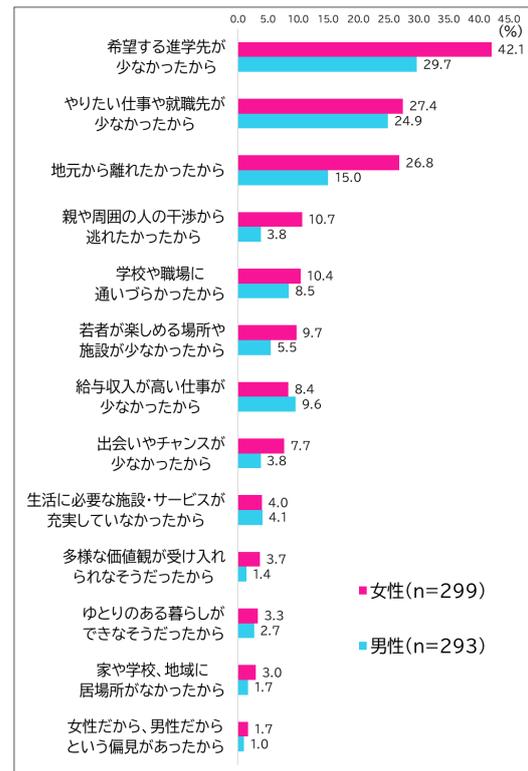
【詳細はこちらから】

県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/010003/womenslink.html>



■出身地域を離れた理由

東京圏以外出身者で、現在は東京圏に住んでいる者
(18歳～39歳)



(令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査/内閣府)

今後もこうした交流の場を通じて、若手社会人女性にはキャリアアップや新たなチャレンジへの意識を高めてもらうとともに、女子学生には山形で暮らす魅力やキャリア形成の可能性を発見し、地元定着意欲を高めてもらうことを目指していきます。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

(1) 若い世代が互いを尊重し合い、主体的に生きていくための能力を身につける教育・学習の推進 **重点**

- 男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を尊重する教育・学習を一層推進します。
- 社会人・職業人として男女が共に自立していくことの重要性を伝えるとともに、人生のあらゆる段階で主体的に多様な選択ができるよう、学童期からのキャリア教育・職業教育を推進します。

【主な取組み】

- ① 男女共同参画社会づくりの担い手となる次世代の人材育成のための研修等を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 県男女共同参画センター「チェリア」において、男女共同参画に関する中学生向けのリーフレットを作成・配布し、意識醸成を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 結婚・妊娠・出産・子育て・仕事を含む将来のライフプランを考える機会としてのセミナーを開催。（しあわせ子育て政策課）
- ④ 子育てや家庭教育は夫婦が協力して行うことが重要であることなどを啓発するため、子育てや家庭教育に携わる関係者を対象とした研修会等を実施。（教育局生涯教育・学習振興課）
- ⑤ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、こどもの自立心・思いやりの意識醸成、個人の尊厳と男女平等の理念の尊重を促進。（教育局生涯教育・学習振興課）
- ⑥ 「学習指導要領」や「学校教育指導の重点」等に基づき、学校教育全体を通して、男女共同参画の理解を深め、基本的人権を尊重し、男女平等の精神を身につける教育を推進。（高等教育政策・学事文書課、教育局義務教育課、教育局特別支援教育課、教育局高校教育課）
- ⑦ 職場見学・体験等の実践を通して、児童・生徒・学生が進路選択を主体的に捉え、自らの将来を考えるキャリア教育を推進。（高等教育政策・学事文書課、教育局義務教育課、教育局特別支援教育課、教育局高校教育課）

(2) あらゆる機会を活用した男女共同参画の理解を促す研修等の充実

- 家庭・地域・職場・学校など様々な場において、幅広い世代が男女共同参画に関する認識や理解をさらに深めるため、県男女共同参画センター「チェリア」の活用等により広報・啓発活動を展開するとともに、セミナーや出前講座の開催等、学習・研修機会の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ① 「男女共同参画週間（6月23日～29日）」に、県・市町村・関係機関・ボランティア・NPO・女性団体等が連携し、各種普及啓発活動を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 地域における男女共同参画を推進するため、県男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、学校や企業等において出前講座等の啓発活動を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を各地域において実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 男性の男女共同参画への理解を深めるため、男性を対象としたセミナー等を開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 女性のエンパワーメント※講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（多様性・女性若者活躍課）
※ 過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
- ⑥ 男女共同参画に関する意識改革に向けて団体・グループ等が自ら企画・実施する各種講座・調査研究等の優れた事業に対して助成することにより、県民参加の拡大と男女共同参画に関する啓発を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑦ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、こどもの自立心・思いやりの意識醸成、個人の尊厳と男女平等の理念の尊重を促進。（再掲）（教育局生涯教育・学習振興課）

(3) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

- 男女共同参画に関する国や他県での施策の実施状況について情報を収集するとともに、本県の男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、定期的・継続的に調査を行います。

- 地域における男女共同参画に関する取組みの推進を支援するため、男女共同参画に関するデータや事例等の情報を随時収集し、広く提供します。

【主な取組み】

- ① 男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び施策の推進に関する実施状況を公表し、県民の男女共同参画に関する理解を促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 男女共同参画、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスなどに関する県民の意識や考え方、企業の実態やニーズなどを幅広く把握するための調査を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 男女共同参画に関するデータ等の情報を公表するとともに、情報交換の場の提供等により、男女共同参画社会づくりを推進する団体・グループの活動を支援。（多様性・女性若者活躍課）

ユースリーダー養成講座 ～若者をエンパワーメント！～

テレビや雑誌で活躍する若手アクティビストたち。その姿を見て、「すごいな」と尊敬する一方で、「自分とは住む世界が違う」「あんなふうにはなれない」と、どこか遠い存在に感じてしまうことはありませんか。

男女共同参画社会の実現は、一日で成し遂げられるものではありません。これまでの長い年月、多くの方々が積み上げてきた努力があります。そして、これから大切なのは、次世代を担う若い皆さんが、特別なリーダーになることではなく、「自分自身の人生を、自分の意思で選んでいく」ことではないでしょうか。

こうしたことから、県では令和5年度から県内の大学生・短大生を対象とした「男女共同参画ユースリーダー養成講座」を開催しています。

- ・ 日常でふと感じるジェンダーに関する「モヤモヤ」を言葉にしてみる。
- ・ 多様な価値観に触れて、少しだけ視野を広げてみる。
- ・ ライフステージの変化に左右されず、自分で選ぶ力を養う。

そんな「自分らしく未来を切り拓く力」を育むことがこの講座の目的です。

これまでの講座では、福田和子氏（#なんでないのプロジェクト 代表）、櫻井彩乃氏（一般社団法人 ENCOURAGE 代表理事、#男女共同参画ってなんですか 代表）、能條桃子氏（NO YOUTH NO JAPAN 代表理事）といった最前線で活動する方々を講師に迎え、ジェンダー平等やプロダクティブ・ヘルス/ライツについて学びを深めました。



講師を交えたワールドカフェ形式での交流



高校での出前講座

講座の最後には、受講生自らが「高校生に伝えたいこと」を形にしたオリジナルの「ジェンダーカード」を使い、県内の高校生に出前講座を行いました。伝える側となった受講生からは、「自分にも何かできることがあるかもしれない」「この学びを、自分の中だけで終わらせたくない」といった声が上がりました。

県では、引き続き、ユースリーダー養成講座を開催しますので、「自分には無理」と決めつけず、まずは等身大のあなたのまま、一歩踏み出してみませんか。

【詳細はこちらから】

県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/yu-su2024.html>

「チェリア」ホームページ https://yamagata-cheria.org/archives/event_houkoku/10829



県ホームページ



「チェリア」ホームページ

施策の方向3 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進

(1) 「共働き・共育て」等の実現に向けた取組みの推進 重点

- 誰もがライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、男性の家事・育児等への主体的な参画につながる取組みを含め、家庭における男女共同参画を促進します。
- 共働き・共育ての実現に向けた機運醸成のため、家庭・地域における意識改革を促す取組みを推進します。

【主な取組み】

- ① ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用し、夫婦が共に働き子育ても仕事も楽しむことができる情報等を積極的に発信。（しあわせ子育て政策課）
- ② 共家事・共育の普及啓発により、男性の育児休業の取得及び家事・育児への参画を促進。（しあわせ子育て政策課）
- ③ 男性も女性も安心して授乳やおむつ替えができる施設「赤ちゃんほっと♥ステーション」の整備を促進するとともに、「赤ちゃんほっと♥ステーション応援企業寄附制度」により、社会全体で子育てを応援する環境づくりを推進。（しあわせ子育て政策課）
- ④ 男性・女性・多目的トイレへのベビーシート等の設置状況を含むおでかけスポットの紹介など、男性の家事・育児参画を促す情報を発信。（しあわせ子育て政策課）
- ⑤ シニア層対象の子育て支援講座の開催や活動事例の情報発信等により、社会全体で子育てを応援する気運を醸成。（しあわせ子育て政策課）

(2) 多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の充実

- 子育ての不安感と負担感を解消するため、妊娠期から子育て期に至る切れ目ない支援を推進するとともに、子育て家庭に対する仕事と家庭の両立支援のための子育て支援や経済的支援及び相談支援の充実を図ります。
- 働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加する中、介護を理由に離職することなく仕事と介護の両立が可能となるよう、介護が必要な人とその家族を支援する体制整備を促進し、介護を担う労働者に対する支援制度の充実と制度の周知啓発を行います。

【主な取組み】

- ① 「山形県こども・子育て基本条例」に基づく全県的な気運醸成活動の展開や、「地域みんなで子育て応援団活動」による県内4地域の情報発信・子育て応援活動など県民総ぐるみでこども・子育て支援を実施。（しあわせ子育て政策課、総合支庁）
- ② 子育て家庭が身近なところで支援を受けられるよう、企業や店舗などの協力を得ながら、社会全体で子育てを応援する子育て応援パスポート事業を実施。（しあわせ子育て政策課）
- ③ 男性も女性も安心して授乳やおむつ替えができる施設「赤ちゃんほっと♥ステーション」の整備を促進するとともに、「赤ちゃんほっと♥ステーション応援企業寄附制度」により、社会全体で子育てを応援する環境づくりを推進。（再掲）（しあわせ子育て政策課）
- ④ 子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、子育てや家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談の取組みを実施。（教育局生涯教育・学習振興課）
- ⑤ 全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的負担軽減を市町村と連携して実施。（こども安心保育支援課）
- ⑥ 同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合に、2人目以降の利用料軽減を市町村と連携して実施。（こども安心保育支援課）
- ⑦ 子育て支援センター等における親子の交流、育児相談や指導、子育て情報の提供等により育児を支援。（こども安心保育支援課）
- ⑧ 介護が必要な方が入所できる施設の計画的な整備を進めるとともに、居宅においても生活の質が維持できるよう、地域における包括的なケアの体制を整備し、介護者の負担を軽減。（高齢者支援課）

（3）暮らしやすい地域づくりに向けた多様な人材の参画促進

- 地域で男女共同参画を推進する団体や女性リーダーのネットワーク化と若者の地域活動を促進するとともに、ボランティアやNPO等多様な主体と連携し、地域活性化や地域課題を解決する活動を推進します。
- 自治会・町内会、PTA活動への女性の参画や役職就任が進むよう、各団体に働きかけ、リーダー層の意識改革を図るとともに、出前講座の実施などにより地域における男女共同参画の普及啓発を促進します。

【主な取組み】

- ① 地域における男女共同参画を推進するため、県男女共同参画推進員を県内各地域に配置し、町内会や学校等において出前講座等の啓発活動を実施。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ② 地域で多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人・団体および先駆的活動に挑戦した個人・団体を顕彰。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 広報誌等により県男女共同参画センター「チェリア」を周知し、活用を促進するとともに、県民各層のニーズに応じた事業を展開し、あらゆる世代が学び・考え・交流できる場としての機能を強化。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 県男女共同参画センター「チェリア」が実施する女性のエンパワーメント講座修了生の主体的な活動とネットワーク強化を支援。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 男女共同参画を推進する各地域の学習会やイベントの開催、ネットワーク拡大につながる活動を支援。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 県内4地域における実情や課題に対応した女性活躍推進のためのセミナー等を実施。（総合支庁）
- ⑦ 若者の地域活動の総合相談窓口として「若者支援コンシェルジュ」を設置し、若者サポーターによる活動の伴走型支援を行うとともに、県内外へ若者の地域活動の情報を発信。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）

赤ちゃんほっと♡ステーション

～男女ともに子育てしやすい環境づくりに向けて～

男性の育休取得率が上昇し、父親が日常的に育児に関わる姿も珍しくなくなりました。そうした中で、県では、授乳・おむつ替え設備が整備された要件を満たす施設を「赤ちゃんほっと♡ステーション」として登録・周知することにより、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めています。そして、登録要件の一つに、「男性も女性もおむつ替えができること」を要件としている点に、この取組みの大切な視点があります。

これまで外出先では、「おむつ替えスペースは女性トイレにしかない」といった場面も少なくありませんでした。そうした状況は、知らず知らずのうちに「育児は母親が中心」という意識を強めてしまうこともあります。男女どちらも気兼ねなくおむつ替えができる環境が広がることは、父親の育児参画を後押しし、家族みんなで子育てをするという当たり前を支えることにつながります。



県庁内のベビーケアルーム



登録施設に配置された紙おむつ

一方で、授乳にはプライバシーへの配慮が欠かせません。登録要件の一つにもなっている安心して授乳できる空間が確保されていることは、子育て中のお母さんにとって大きな安心につながります。男女がそれぞれの立場を尊重し合いながら、子育てに関われる環境づくりが求められています。

また、令和6年度からは、「赤ちゃんほっと♡ステーション」を起点とした新たな子育て応援の取組みとして、「赤ちゃんほっと♡ステーション」応援企業寄附制度を実施し、子育てを応援する企業から寄附いただいた紙おむつやおしりふき等の消耗品を各登録施設に配置する取組みを進めています。

「赤ちゃんほっと♡ステーション」は、単なる設備の整備にとどまらず、「子育ては社会みんなで支えるもの」という温かいメッセージが込められています。今後もこうした取組みを通して、誰もが外出しやすく、社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めていきます。

【詳細はこちらから】

やまがた子育て応援サイト <https://kosodate.pref.yamagata.jp/support/baby-hotto-station>

基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

- 仕事と生活の調和が図られ、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮し、充実した職業生活・社会生活・家庭生活を送ることができる社会の実現のためには、あらゆる分野に男女共同参画や女性活躍の視点を取り入れ、男女がともに参画することが必要です。
- これまでの取組みにより、審議会委員に占める女性の割合や男性の育児休業取得率など、進展が見られる分野がある一方で、政治・経済分野における政策・方針決定過程への女性参画など、進展に遅れが見られる分野もあります。指導的地位への女性参画は、多様性が尊重される社会の実現に不可欠であることはもとより、経済社会にイノベーションをもたらし、持続的な発展の確保にも資するものです。女性が積極的に管理職等にチャレンジできる環境づくりや人材育成を進めるとともに、リーダー層と女性双方の意識改革が求められます。
- さらに、近年の価値観の多様化やテクノロジーの進展等を踏まえ、これまで女性の進出が少なかった農林水産業や科学技術分野等への就業促進に向けた環境整備や、女性が取り組む地域課題の解決を目指した起業への支援など、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現に向けた取組みも重要です。
- 働くことを希望する全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現し、かつ、心身の健康を保持しながら就業継続できるよう、ライフステージに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図り、あらゆる分野において一人一人が希望に応じた働き方で活躍できる環境づくりを促進します。

施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

(1) 管理職・役員等への女性の登用促進 重点

- 事業者・各種団体等における、リーダー層の意識改革と女性管理職・役員等の登用に向けた環境整備を促します。
- 企業における女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める一般事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進するとともに、義務化されていない企業等に対しても計画策定について働きかけます。
- 県機関をはじめとした公的機関の女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進します。

【主な取組み】

- ① 「やまがた女性活躍リーディング企業認定制度」により企業における女性管理職登用を促進。（雇用・産業人材育成課）
- ② 企業における女性活躍の意識醸成や環境整備を促進するため、セミナーの開催やキャリアコンサルタントの派遣を実施。（雇用・産業人材育成課）
- ③ 「やまがた女性活躍応援連携協議会」において先駆的事例の共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、企業等における女性活躍の取組みを促進。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 男性も女性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ⑤ 女性のエンパワーメント講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 市町村における女性職員の管理職等への登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿って積極的に取り組むよう、県と市町村の情報交換の場等において啓発。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑦ 県において、女性職員の能力や適性を踏まえた管理職等への積極的な登用を推進。（人事課、病院事業局県立病院課、企業局総務企画課、教育局教育政策課、教育局教職員課、警察本部警務課）

（2）政治分野における女性の参画促進

- 地方議会の議員及び地方公共団体の長など、政治に参画しようとする女性を増やしていくため、女性リーダーの人材育成に加え、女性が参画しやすい環境整備に向けた取組事例の周知や意識醸成を図ります。

【主な取組み】

- ① 女性のエンパワーメント講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ② 男性も女性も共に働き、共に育む社会の実現を推進するため、様々な分野で活躍する女性をロールモデルとして紹介・周知し、一層の活躍を促進。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 政治分野における女性の就任状況や取組事例等の調査・公表により参画を促進。（多様性・女性若者活躍課）

(3) 審議会等委員への女性の参画促進

- 県の各種審議会等において女性委員の積極的な登用を進めるとともに、市町村に対して、各種委員の女性の参画拡大を進めるよう働きかけます。

【主な取り組み】

- ① 県内で活躍する女性に関する情報を分野ごとに集積した女性人材のデータバンク機能を拡充し、県が設置する審議会等における女性委員の登用に活用するとともに女性委員のさらなる登用について働きかけを強化。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 市町村の審議会・職員等における女性の就任状況を調査・公表するとともに、市町村行政への女性の参画促進について、県と市町村の情報交換会の場等での働きかけを強化。（多様性・女性若者活躍課）

(4) 女性の意識改革や人材の育成、キャリア形成支援、ネットワークの形成促進

- 各種講座の開催や交流の場の提供を通して、女性の意識改革を図ります。
- 女性が育児・介護等と仕事を両立しながら、キャリア形成の機会を得られるよう企業の取り組みを促進します。
- 県・市町村・県男女共同参画センター「チェリア」等が連携し、女性リーダーの育成とネットワーク形成を推進します。

【主な取り組み】

- ① 女性のエンパワーメント講座や交流会等、女性の政策・方針決定過程への参画意欲を醸成する機会を拡大。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ② 県内で働く女性の人材育成やキャリアアップを図るため、女性向けのセミナーを開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 女性同士の自主的なネットワーク形成に向けて、山形で暮らし働く若い女性や女子学生との交流会等を開催。（多様性・女性若者活躍課）

やまがたトップセミナー ～ワーク・ライフ・バランス推進に向けて～

県では、男女共に仕事と子育て等を両立できる社会の実現を目指し、女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進に取り組んでいます。その取組みの一つとして、県内の経済団体等から賛同をいただき、企業経営者の皆様の参画による「やまがたイクボス同盟」を平成27年12月に設立しました。県と各加盟組織で相互に連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進めていくこととしています。

やまがたイクボス同盟の取組みの一環として、企業経営者層の意識改革のための「やまがたトップセミナー」を毎年開催しています。令和7年度は、「山形県の人口の未来は『経営者』が守る一情動論から脱却し、県民オールで攻めの山形へ」をテーマに、株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャーの天野馨南子氏より講演をいただきました。



トップセミナーで行われたパネルディスカッション

講演の中で天野氏は、山形の少子化の原因は「初婚同士婚姻数の減少」にあり、人口減少を考える上では20代～30代の女性人口の維持力こそが大切であると指摘されました。若者・女性から選ばれる企業になるための6つのポイントとして、激変した若者（息子・娘世代）の家族価値観を経営者が痛感すること、首都圏企業の女性活躍推進の努力が突き抜けている状況を理解すること、共働き夫婦世帯のほうが専業主婦世帯より子どもが多い事実を知ること、女性活躍推進ではなく、“ジェンダーレス雇用推進”が必要なこと、リモート採用&テレワークなくして若者は誘致できないこと、男女の賃金格差是正が必要であることを挙げられました。

県では、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のため、今後もやまがたトップセミナーを通して、経営者の意識改革を促進します。

【詳細はこちらから】

やまがたトップセミナー（県ホームページ）

<https://www.pref.yamagata.jp/110009/r4topseminar2.html>

やまがたイクボス同盟（県ホームページ）

<https://www.pref.yamagata.jp/110009/kurashi/jinken/sankaku/iku-boss-doumei/iku-boss-doumei.html>



やまがたトップセミナー



やまがたイクボス同盟

施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進

(1) 女性の活躍を実現する職場風土の醸成 重点

- 柔軟な働き方の導入や長時間労働の見直し、DXによる働き方改革等を促進し、性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりを進めるため、事業主・労働者双方の意識改革を強化します。
- 企業等のあらゆる事業活動に女性が参画できるよう、企業等における女性を対象とした人材育成の取組みを促進します。

【主な取組み】

- ① 企業経営者向けのトップセミナーの開催による意識啓発や、「やまがたスマイル企業認定制度」により企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進。（雇用・産業人材育成課）
- ② 「やまがた女性活躍応援連携協議会」において先駆的事例の共有を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等により、企業等における女性活躍の取組みを促進。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（雇用・産業人材育成課）
- ④ 企業における女性活躍の意識醸成や環境整備を促進するため、セミナーの開催やキャリアコンサルタントの派遣を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ⑤ 女性農業者を含む多様な農業人材の活躍促進に向けた労働環境整備や研修会開催等の取組みを支援。（農業経営・所得向上推進課）
- ⑥ 建設業における女性参画の理解促進のための経営者向けセミナーを開催するとともに、女性の資格取得のための費用助成によりキャリア形成を推進。（建設企画課）

(2) 待遇改善や賃金向上による男女間格差の是正

- 雇用の場における男女の均等な機会や待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善により男女間賃金格差の是正を図り、女性の所得向上及び経済的自立を促進します。

【主な取組み】

- ① 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ② 女性非正規雇用労働者の正社員転換を実施した事業者に対して支援金を支給。（雇用・産業人材育成課）
- ③ 介護職員の人材育成・確保・定着・離職防止に向け、関係機関・団体と連携し、処遇改善を含む介護職員を支援する事業を総合的かつ一体的に実施。（高齢者支援課）

（3）柔軟で多様な働き方の導入の促進

- 働くことを希望する人が、ライフステージに応じてワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児・介護休業や短時間勤務、短時間正社員、フレックスタイム制、テレワークなど柔軟な働き方を普及・促進します。
- 家事・育児への参画意欲が高く、共働き・共育てを望む若い世代の男性が増えていることを踏まえ、希望に応じて柔軟に働くことができる職場環境の整備が、労働者の意欲向上や人材確保に有効であることを、企業経営者等へ周知します。
- 誰もが、希望するライフスタイルや人生設計を実現できるよう、雇用によらない働き方や副業等、多様な働き方を促進します。

【主な取組み】

- ① 企業経営者向けのトップセミナーの開催による意識啓発や、「やまがたスマイル企業認定制度」により企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ② 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ③ メールマガジンの配信・ホームページ「労働やまがた」等により関係機関と連携した柔軟な働き方の普及啓発を実施。（雇用・産業人材育成課）
- ④ 若者が大学等で学んだ知識・スキルを活かせる県外企業の研究開発部門や本社機能、女性・若者の志向に応じたIT・デザイン等ソフト産業の誘致を推進。（産業創造振興課）

- ⑤ プロフェッショナル人材戦略拠点を活用した首都圏人材の県内での副業・兼業を促進。（商業振興・経営支援課）
- ⑥ デジタル化や非対面ビジネス展開に向けた取組みを支援。（産業創造振興課）
- ⑦ 創業準備段階から経営安定までの伴走型創業支援及びセミナー等の開催により女性の創業を促進。（産業創造振興課）

（４）女性の就業支援やスキル・キャリアアップの支援の充実

- 出産・育児や看護・介護等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、一人一人のニーズに応じた支援を強化します。
- 職業訓練等による就業に向けたスキルアップやリ・スキリング等の機会の提供により就業者のキャリアアップを支援します。

【主な取組み】

- ① マザーズジョブサポートにおける相談窓口の設置や各種セミナーの開催等により、出産や子育て等の理由で離職した女性の再就業を支援。（雇用・産業人材育成課）
- ② 女性医師の就業継続と仕事と家庭生活の両立を支援するため、就業情報提供・相談を実施。（医療政策課）
- ③ 看護師等免許保持者の届出制度活用による就業情報の提供・相談・就職あっせんや復職に向けた研修の充実により看護師等の復職を支援。（医療政策課）
- ④ 県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校、職業能力開発専門校）において、離転職者等を対象に、企業ニーズや就業ニーズに応じた職業訓練を充実。（雇用・産業人材育成課）
- ⑤ 建設業における女性参画の理解促進のための経営者向けセミナーを開催するとともに、女性の資格取得のための費用助成によりキャリア形成を推進。（再掲）（建設企画課）
- ⑥ 「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の開催、地域企業等に対する効果的な就業促進活動等により、一貫した就業支援サービスを提供。（こども家庭福祉課）

(5) 仕事と健康課題の両立の支援

- 健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ就業継続していけるよう、柔軟な働き方の導入等職場における健康課題への取組みを促進します。
- 男女それぞれの健康課題に関する研修・啓発や相談支援等、仕事と健康の両立のための取組みを推進します。

【主な取組み】

- ① 健康経営[※]の推進に向けて、その必要性や取組みの好事例等について普及啓発を実施。（がん対策・健康長寿日本一推進課）
※ 「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても、大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。（「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標）
- ② 子宮がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた普及啓発及び休日がん検診を実施。（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- ③ 企業経営者向けのトップセミナーの開催による意識啓発や、「やまがたスマイル企業認定制度」により企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進。（再掲）（雇用・産業人材育成課）
- ④ 妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定や柔軟な働き方について、ホームページ「労働やまがた」により普及啓発を強化。（雇用・産業人材育成課）
- ⑤ 性差・年齢等に応じた様々な健康課題への理解を促進するためのセミナー等を開催。（多様性・女性若者活躍課）
- ⑥ 地域の現状・課題に応じた女性活躍応援事業を実施。（総合支庁）

(6) ハラスメント防止対策の促進

- 事業者及び労働者がハラスメント防止のための自らの責務を認識するとともに、職場や就業活動等におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等が行われない職場づくりを促進します。

【主な取組み】

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティ・ハラスメント等各種ハラスメント防止対策の促進について、関係機関と連携した普及啓発や労働相談を実施。（雇用・産業人材育成課）

- ② 県男女共同参画推進員の活動においてハラスメント防止等に関する普及啓発を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、関係法令順守の普及啓発、多様で柔軟な働き方の紹介や導入にあたっての助言を実施。（再掲）（雇用・産業人材育成課）

Column 6

やまがたスマイル企業認定制度 ～働きやすい職場づくりのための認定制度～

県内企業において、働き手の人材確保が課題となっている中、就活生などに対して働きやすい職場であることをアピールし、企業を知ってもらうことの重要性が増してきました。そこで、県では「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」の推進などに積極的に取り組んでいる企業等を認定する、「やまがたスマイル企業認定制度」を実施しています。認定により、企業イメージの向上や多様な人材の獲得・定着が期待されます。

働きやすい職場づくりが進むことで、企業、働く人、その家族、地域の人、みんなの笑顔が増えるよう、「やまがたスマイル企業」と名付け、安心して働ける風土づくり、働きやすい制度づくり、仕事と家庭生活の両立支援、男性の育児休業等の取得推進、女性の活躍推進、女性のキャリア形成支援の6つの認定基準を設定しています。認定基準の達成数に応じて、スマイル企業、ゴールドスマイル企業、ダイヤモンドスマイル企業の3つのランクに区分され、認定を受けると、自社ホームページや名刺での認定マークの使用や、県のホームページでの認定企業紹介などのメリットを受けることができます。さらに、ダイヤモンドスマイル企業のうち、管理職に占める女性の割合が25%以上（医療・



福祉は産業平均値以上) など、女性管理職登用に積極的に取り組んでいる企業を、「やまがた女性活躍リーディング企業」として別途認定しています。

また、令和6年12月から、働きやすい職場づくりに取り組む県内企業のことを知ってもらうため、「やまがたスマイル企業検索サイト」を開設しています。当サイトでは、有給休暇の取得率が高い会社、仕事と育児の両立を支援している会社といった働きやすさの条件から、企業検索をすることができます。ぜひ、やまがたスマイル企業検索サイトで認定企業を検索してみてください。

“働きやすさ”からの企業探し

注目トピック

<p>有給休暇の取得率 60%以上</p>	<p>管理職のうち 女性が15%以上</p>	<p>男性の育児 取得あり</p>	<p>育児短時間勤務 などの利用あり</p>
検索			

やまがたスマイル企業検索サイト

【詳細はこちらから】

やまがたスマイル企業認定制度（県ホームページ）

<https://www.pref.yamagata.jp/110009/smile.html>

やまがたスマイル企業検索サイト

<https://smile.shushoku.yamagata.jp/>



やまがたスマイル企業
認定制度



やまがたスマイル企業
検索サイト

施策の方向 6 様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 農林水産業等における女性の参画拡大 重点

- 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の形成に向け、地域の農林水産業に女性の声を反映させられるよう、農業委員や農業協同組合の役員登用を促進します。
- 女性の経営参画を推進するとともに、女性の視点・発想による6次産業化等の取組みや起業を支援します。
- 農林水産分野への女性の関心や参画意欲の向上を図るとともに、女性が働きやすい労働環境の整備を支援します。

【主な取組み】

- ① 農業協同組合における女性の運営参画について、JAグループが定める目標の達成に向けて女性の役員就任等が促進されるよう推奨。(農政企画課)
- ② 家族経営協定[※]の締結に向けた男女の意識改革や女性の能力発揮を促す環境づくりを推進。(農業技術環境課)
※ 女性の経営参画をはじめ、家族全員が意欲と生きがいを持って農業に取り組む環境づくりのため、農業経営の方針や役割分担、報酬、休日の取り方、経営移譲計画などについて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めを行うもの。
- ③ 農林水産業を起点とする農産加工や直売活動等の女性の起業活動を支援し、女性の経営参画を推進。(農業技術環境課)
- ④ 地域農業を牽引する女性経営者を含む農産物販売額3千万円以上の経営者を育成するため、先進技術や多様な人材の活用、労働環境の改善等のスキルを学ぶ育成塾を開講。(農業経営・所得向上推進課)
- ⑤ 農村地域の活性化に向けて、女性を対象とした実践・協働につながるネットワークづくりやいきいきと暮らせる地域について考えるセミナーを開催。(農村計画課)
- ⑥ 女性農業者を含む多様な農業人材の活躍促進に向けた労働環境整備や研修会開催等の取組みを支援。(再掲) (農業経営・所得向上推進課)

家族経営協定 ～家族の笑顔を未来につなぐルールづくり～

家族で営む農業は温かく魅力的なものです。家庭と仕事の境界が曖昧になり、女性に負担が偏りやすいという課題もあります。こうした不安を解消し、女性が自立した農業者として一歩踏み出すための心強い味方が「家族経営協定」です。これは、家族で「これからのわが家の農業と暮らし」を本音で話し合い、役割や働き方、報酬をルール化するものです。最大のメリットは、女性もパートナーとともに「経営の意思決定に参画する」ことです。女性が経営方針の決定に参画している経営体では、そうでない場合に比べて販売金額が大きく拡大するというデータもあり、女性の視点は経営発展の鍵と言えます。

農業経営の発展のためには、「農作業」だけでなく「家事・育児・介護」も含めたワーク・ライフ・バランスが重要であり、具体的なルールづくりでは、こうした時間も適正に評価して、分担を決めることが大切です。

実際に協定を結んだ中山町の渡辺ファームさん（右写真）からは、「話し合いが増えることで、家庭や農作業の中での役割分担が明確になったり、休みがとりやすくなったりした」という声が聞かれました。このように、しっかりと「休暇・休憩」や「働く時間」をルールにすることで、体も心も大切にできます。自分の趣味を楽しんだり、健康診断を定期的に受けて体を労わったりする「ゆとり」が生まれるのも大きなポイントです。さらに、労働報酬が自分名義の口座に振り込まれるようになれば、経済的な自立につながり、日々の仕事への張り合いもぐんと高まります。

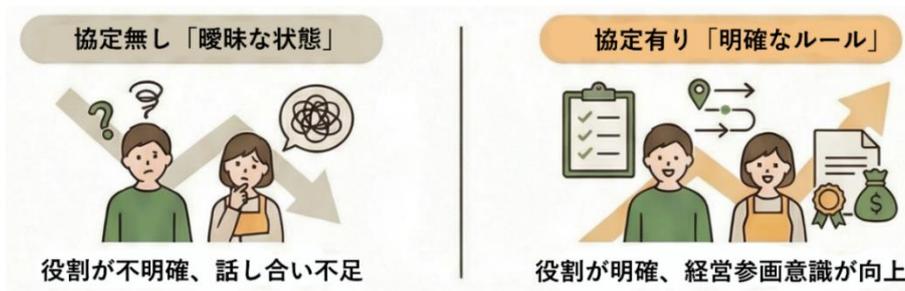


「渡辺ファーム」の渡辺さん一家

実利的な面でも、協定は家族をサポートしてくれます。夫婦での「認定農業者」の共同申請ができたり、農業者年金の保険料助成を受けられたりと、心強い支援を受けやすくなる仕組みがあります。

大切なのは、立派な書類を作るのではなく、家族みんなで夢や目標を語り合い、同じ方向に向かっていくプロセスです。家族の形が変わっていくのに合わせて、毎年ゆっくり内容を見直していけば、協定は家族の絆を深める「道しるべ」になってくれるはずです。まずは気軽にわが家の「これから」について、楽しくお話ししてみることから始めてみませんか。

家族経営協定についてのご相談は、最寄りの総合支庁農業技術普及課までお寄せください。



— 話し合いの増加が経営の質を変える —

【詳細はこちらから】



山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット」 <https://agrin.jp/theme/keieikanri/kazokukyotei/502.html>

(2) 科学技術・学術分野等における女性の参画拡大

- 科学技術・学術分野において、女性研究者や技術者がその能力を十分に発揮できるよう、職場環境の整備を推進するとともに、女性の理工系への進路選択やデジタル人材の育成を促進します。
- 医療分野において、女性医師をはじめとした医療従事者が働き続け、能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 建設業や運輸業等、女性が少ない業種・職種において、多様な人材が働きやすい環境整備を進め、女性の就業及び定着を促進します。
- 気候変動等の環境分野において、環境問題が男女に与える影響やニーズの違いを考慮するなど多様な視点が確保されるよう、幅広い世代に対し環境問題への意識醸成を図ります。

【主な取組み】

- ① 高校生がAI技術の基礎を学ぶ「やまがたAI部」の活動への支援を通じて、デジタル人材の育成と若者の県内回帰を促進。（産業創造振興課）
- ② ものづくりヤマガタ情報サイト「Y+M」により、ものづくり企業で活躍する人材の紹介と関連情報を発信。（雇用・産業人材育成課）
- ③ 女子学生・生徒の理工系分野への選択を促進するとともに理工系人材を育成。（高等教育政策・学事文書課、教育局高校教育課）
- ④ 医師・看護師・介護福祉士・社会福祉士・保育士等に係る修学資金の貸付及び県内で就職し一定期間従事した場合の返還を免除する制度を運用。（こども安心保育支援課、医療政策課、高齢者支援課）
- ⑤ 女性医師の就労環境の改善に取り組む県内病院への支援及び女性医師の就業継続に向けた専門相談窓口の設置、情報提供等の総合的な支援を実施。（医療政策課）
- ⑥ 山形県医療勤務環境改善支援センターによる専門家派遣など、医療機関の勤務環境改善に向けた支援を実施。（医療政策課）
- ⑦ 建設業に興味のある女子高校生等が実際に女性技術者の働く建設現場を見学し意見交換を行う取組みを実施。（建設企画課）
- ⑧ 建設業における女性従事者の定着に向け、競争入札参加資格審査において女性を採用した企業へ加点するなど、女性が意欲をもって活躍できる環境の整備を促進。（建設企画課）

- ⑨ 中学生やその保護者、教員等を対象とした建設現場見学会等を開催するほか、中学校の総合学習で活用可能な出前授業コンテンツの作成による建設業の魅力を発信。（建設企画課）
- ⑩ 家庭、地域、職場、学校等様々な機会と場面を捉え、ライフステージを踏まえた環境教育・環境学習を推進。（環境企画課）

（3）女性の起業に対する支援

- 女性に取り組む地域課題の解決や地域資源の活用等につながる起業を支援し、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組み】

- ① 創業準備段階から経営安定までの伴走型創業支援及びセミナーの開催等により女性の創業を促進。（再掲）（産業創造振興課）
- ② 県商工業振興資金融資制度における低利融資により起業を目指す女性の創業を支援。（商業振興・経営支援課）
- ③ 農林水産業を起点とする農産加工や直売活動等の女性の起業活動を支援し、女性の経営参画を推進。（再掲）（農業技術環境課）

基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、安全で安心な暮らしを妨げる要因となっており、その防止・根絶に向けて、社会全体で男女間の格差是正や人権尊重の意識向上に取り組む必要があります。誰もが暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、教育啓発を進めるとともに、被害者が声を上げやすくなるよう相談機関の周知を強化し、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、一人一人に寄り添った専門的な支援を行うことも重要です。
- 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難な問題を抱える女性に対して、福祉の増進を図るため、多様な支援を包括的に提供する必要があります。
- 性の多様性に関する認知度は向上しているものの、高齢層の認知度が低い状況となっています。多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティへの理解促進を進めるとともに、困難を抱える性的マイノリティ当事者等へのきめ細かな支援が求められます。
- 地方防災会議における女性委員の割合は、県全体で全国平均を下回っています。災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が不可欠であることから、防災分野への女性の参画拡大に向けた人材育成を強化していく必要があります。
- 誰もがその個性や能力を十分に発揮できるよう、個人の人権が尊重され、安全かつ安心に暮らせる社会づくりを促進します。

施策の方向7 あらゆる暴力の防止・根絶対策の推進

(1) DV等暴力防止の普及啓発の推進

- 学童期から大人に至るまでのあらゆる年代で、様々な広報媒体を活用したDV等の暴力防止・根絶に向けた普及啓発等を行い、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会や環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ① DV・デートDV※に関する啓発用リーフレット等の配布や、高校生等の若者を対象としたデートDV防止出前講座等の学びの場の提供など、あらゆる世代に対する普及啓発を強化。（こども家庭福祉課、多様性・女性若者活躍課）

※ 交際関係にあるものまたはあったもの間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力行為のこと。

- ② 性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性への暴力に対して、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進。（消費生活・地域安全課、警察本部人身安全少年課）
- ③ 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」に、県や市町村、相談機関、ボランティア・NPO、女性団体等が連携し、パープルライトアップをはじめとした普及啓発を実施。（多様性・女性若者活躍課）
- ④ 児童生徒が情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力を育成。（教育局義務教育課）
- ⑤ 発達段階に応じて、児童生徒、保護者及び教員を対象とした学習や研修の機会を充実。（教育局義務教育課、教育局高校教育課、教育局特別支援教育課、教育局学校体育保健課）
- ⑥ 行政だけでは対応できない、きめ細かな犯罪被害者支援活動を行うために、民間の被害者支援団体の周知広報及び連携を強化。（消費生活・地域安全課、警察本部広報相談課）

（2）DV等被害者への相談体制・保護体制・自立支援の充実 重点

- 家庭における暴力の被害者は潜在化・深刻化しやすいことから、安心して早期に相談窓口を利用し様々な支援に係る情報を得ることができるよう、相談機関の周知を図りながら総合的な支援を実施します。
- 性別や国籍等を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、被害者のニーズに沿った切れ目のない支援の充実を図ります。

【主な取組み】

- ① DV被害者の相談・保護・自立支援が、県内のどの地域においても迅速かつ適切に行われるよう、女性相談支援センター及び各総合支庁に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与し、相談機関の周知の強化を図るとともに相談支援等を実施。（こども家庭福祉課）
- ② 多機関ワンストップ体制及び機関内ワンストップ体制を構築し、犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に途切れることなく提供。（消費生活・地域安全課）
- ③ 「男性ほっとライン」を設置し、男性の抱える様々な悩みに対して、男性相談員による寄り添った相談支援を実施。（多様性・女性若者活躍課）

- ④ 新たな加害者を生まないために、被害者の安全を高める観点から、こころの悩みや依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）などの精神疾患に関する相談支援を実施。（障がい福祉課、精神保健福祉センター、総合支庁）
 - ⑤ 暴力による被害者が、安心して早期に相談窓口を利用し様々な支援に係る情報を得ることができるよう、子育てや家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談の取組みを実施。（教育局生涯教育・学習振興課）
 - ⑥ 全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」及びチャットやメールで相談ができる「DV相談+（プラス）」について、リーフレットの配布等により積極的に周知。（こども家庭福祉課、多様性・女性若者活躍課）
 - ⑦ DVや性的被害等女性に関する犯罪が潜在化しないよう、相談者のプライバシーに配慮しつつ、電話や電子メール、手紙による相談を受け付けるなど、犯罪被害者やその関係者が相談しやすい環境を整備。（警察本部広報相談課、警察本部人身安全少年課）
 - ⑧ 被害者の保護にあたり、県・市町村・警察が緊密な連携のもとに、被害者の安全が確保できる移送体制を充実するとともに、多様化する被害者の実情を踏まえ、医学的又は心理学的な援助を含めた一時保護機能の充実や民間シェルターの設置等民間の支援団体の育成を促進。（こども家庭福祉課）
 - ⑨ 被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度の周知や利用のための支援を実施。また、保護命令発令時には、警察等関係機関と連携し、被害者の安全確保を徹底。（こども家庭福祉課、警察本部人身安全少年課）
 - ⑩ 被害者一人一人の実情を踏まえ、離婚調停手続き等の司法手続きに関する情報提供を行うとともに、弁護士の紹介や法律相談への同行支援を実施。（こども家庭福祉課）
 - ⑪ 市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議に女性相談支援員等が参画し、DV対応と児童虐待対応の連携を強化。（こども家庭福祉課）
 - ⑫ 一時保護終了後直ちに自立することが困難な被害者への自立支援を目的に、女性自立支援施設の利用を促進するとともにステップハウス[※]の設置等民間の支援団体の育成を促進。（こども家庭福祉課）
- ※ シェルター（被害者のための緊急一時避難所）での一時保護の後、地域での自立生活に移行する前に自立に向けた支援を受けながら生活する施設。
- ⑬ 被害者保護の観点から、民間支援団体等との連携により加害者プログラムの実施を検討。（こども家庭福祉課、多様性・女性若者活躍課）

- ⑭ DV被害者の県営住宅への入居に際し、単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置により支援を実施。（建築住宅課）
- ⑮ 被害を受けた後の刑事手続や利用できる制度などを犯罪被害者等にお知らせする「被害者の手引き」の活用を図り、犯罪被害者を支援。（警察本部広報相談課）
- ⑯ 福祉、医療、教育、警察等の関係機関を構成とする「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催により、関係機関が顔の見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制を強化。（こども家庭福祉課、総合支庁）

（3）性犯罪・性暴力等への対策の推進

- 性犯罪・性暴力の被害は、加害者との関係から被害を訴えにくい場合があることから、各関係機関が連携した相談体制の整備を進めることにより被害者支援の更なる充実を図ります。
- ストーカー事案においては、事態が急展開し重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等の安全確保を最優先とした措置を実施します。

【主な取組み】

- ① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」をリーフレットの配布等により周知。（消費生活・地域安全課）
- ② 性犯罪・性暴力被害者に被害直後から総合的な支援（産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供。「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」との連携を強化し、相談体制を整備・充実。（消費生活・地域安全課、警察本部広報相談課）
- ③ 性的被害に関する悩みや苦しみを抱える方からの相談に応じるため、全国共通の短縮ダイヤル「性犯罪被害相談電話#8103（ハートさん）」について、その周知を図るとともに、相談内容に応じた適切な対処を実施。（警察本部広報相談課）
- ④ 性犯罪被害を抑止するため、女性に対する防犯指導や各種自主防犯活動の支援を推進するとともに、性犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した場合、行為者を特定し、検挙等の措置を実施。性犯罪被害を認知した場合、被疑者を特定し、検挙等の措置を講じるとともに、被害者の精神的被害の軽減や回復を支援。（警察本部広報相談課、警察本部人身安全少年課）

- ⑤ 被害者やその親族の安全を確保するため、緊急保護の必要がある場合には、一時的にビジネスホテルなどの宿泊施設を提供するとともに、その宿泊費用を支援。（警察本部広報相談課、警察本部人身安全少年課）
- ⑥ ストーカー事案を認知した場合は、危険性・切迫性に応じて、行為者に対する警告や検挙を実施。（警察本部人身安全少年課）

Column 8

デートDV防止出前講座 ～自分も、相手も、大切に～

「デートDV」という言葉をご存じでしょうか。

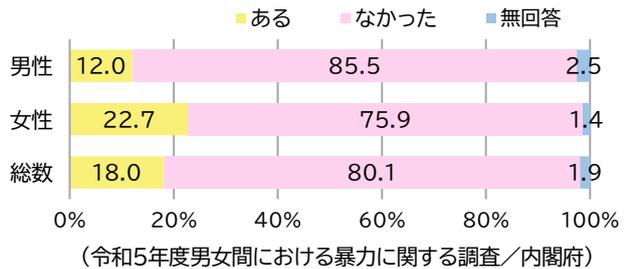
これは、結婚していない恋人同士の間で起こるDV（ドメスティック・バイオレンス）を表す言葉です。令和6年3月に公表された内閣府の調査によると、これまでに交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことがある人は、男性が12.0%、女性が22.7%、全体で18.0%となっており、女性では約4人に1人が被害を受けたと答えています。

また、近年はスマートフォンやSNSの普及も要因となって、若年層の間での件数増加が見られるほか、そこから発展して犯罪に巻き込まれるなど深刻な被害となるケースも発生していることから、若年層、とりわけ生徒や学生に対するDVの予防啓発が重要な課題となっています。

こうした背景を踏まえ、県では県内の高等学校、大学・短期大学等を対象に、交際の若年層における暴力の実情や、DVについての理解や知識を深めることを目的とした「デートDV防止出前講座」を実施しています。DV防止に関する専門的な知識や、学校への予防啓発・被害者支援の経験等を有する方を講師として各学校に派遣し、令和7年度は10校で開催しました。

■交際相手からの被害経験の有無

全国 18 歳以上 59 歳以下(令和5年 11 月 30 日現在)の男女
【男性:n=923 女性:n=1,189 総数:n=2,112】



啓発リーフレット

出前講座を受講した生徒や学生からは、「どういった考えや行動がDVに繋がるのか、もし自分が被害にあった時にどうすればいいのかについて、より理解が深まった」「デートDVが人の命を奪うことにまで発展してしまうことを知り、とても怖いと思った」「自分も当事者になってしまうかもしれないということを忘れずに生活したい」などの感想が寄せられました。

今後も出前講座を通して、デートDVを自分事として捉えるきっかけとしていただき、より良い人間関係を築いてもらえるよう、若年層へのDVの予防啓発を進めていきます。

【詳細はこちらから】

県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/dv/datedv.html>



施策の方向 8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重

(1) 困難な問題を抱える女性等への支援の充実 重点

- 生活困窮、社会経済的困難、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など困難な問題を抱える女性等が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、本人の立場に寄り添って、一人一人のニーズに応じて必要な支援を受けることができるよう、関係機関が連携・協働して包括的な支援を実施します。
- 貧困、高齢、障がい、孤独・孤立等により生活上の困難に直面する人が、安心して暮らすことができるよう相談体制の充実等、自立に向けた支援を行います。
- 県内で生活する外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、生活や就労等に関する相談や情報提供に多言語で対応可能な窓口の運営など、環境づくりに取り組みます。

【主な取組み】

- ① 困難な問題を抱える女性に対して、女性相談支援センター及び女性相談支援員等と民間支援団体が連携・協働し、電話、来所及びSNS等による相談支援を実施。また、関係機関と連携して積極的に相談窓口を周知。（こども家庭福祉課）
- ② 困難な問題を抱える女性を早期に把握するため、アウトリーチ等の体制づくりを推進。また、女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所づくりを支援。（こども家庭福祉課）
- ③ 関係機関の緊密な連携のもと、困難な問題を抱える女性に配慮した一時保護を実施し、医学的又は心理学的な援助を含め、きめ細かに支援。また、対象者の状況に応じた柔軟な一時保護体制のあり方を検討。（こども家庭福祉課）
- ④ 困難な問題を抱える女性の相談・支援が、身近な地域において適切になされるよう、市町村における基本計画の策定と取組みについて助言や支援を実施。（こども家庭福祉課）
- ⑤ 福祉、医療、教育、警察等の関係機関を構成とする「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催により、関係機関が顔の見える関係を築くことで、共通認識の醸成や連携体制を強化。（再掲）（こども家庭福祉課、総合支庁）
- ⑥ 「男性ほっとライン」を設置し、男性の抱える様々な悩みに対して、男性相談員による寄り添った相談支援を実施。（再掲）（多様性・女性若者活躍課）

- ⑦ 幅広い関係者の連携・協働のもとオール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図るため、官民連携のプラットフォームである「やまがたつながり支えあいネットワーク」を設立。（地域福祉推進課）
- ⑧ こころの悩みや依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）などの精神疾患に関する相談支援を実施。（障がい福祉課、精神保健福祉センター、総合支庁）
- ⑨ 英語、中国語、韓国語等、多言語で生活に関する情報発信を行うとともに、各種相談に対応する外国人相談窓口を運営。（多文化共生・国際交流推進課）
- ⑩ 学校生活の悩みや子育て、家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談の取り組みを実施。（教育局生涯教育・学習振興課）
- ⑪ 自立相談支援機関において、就労訓練や就労体験の機会の提供、家計管理の改善に向けた助言等、一人一人の相談者の状態に応じた支援を実施。（地域福祉推進課）
- ⑫ 介護や認知症等の高齢者に係る生活上様々な困難についての相談体制を充実させるため、市町村・地域包括支援センターの機能強化を支援。（高齢者支援課）
- ⑬ 低額所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる「セーフティネット住宅」の供給を促進。また、多子世帯・高齢者・障がい者等の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置により支援。（建築住宅課）
- ⑭ 障がい者等が自宅で快適に生活できるよう、また住宅介護時の家族等の負担を軽減するため、住宅リフォーム支援事業を活用し、住まいのバリアフリー化を促進。（建築住宅課）

（２）ひとり親家庭への相談体制と生活・就労支援の充実

- 子育て中のひとり親家庭の方々が、安心して暮らすことができるよう相談体制等の充実を図ります。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援、こどもの学習支援など、きめ細かな支援を展開します。

【主な取組み】

- ① ひとり親家庭の自立に向けて、「ひとり親家庭応援センター」を設置し、ワンストップでの総合的な相談支援と、市町村等に出向いての出張相談を実施。（こども家庭福祉課）

- ② 「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の開催、地域企業等に対する効果的な就業促進活動等により、一貫した就業支援サービスを提供。（再掲）（こども家庭福祉課）
- ③ 子育て中のひとり親家庭の方が、安心して暮らすことができるよう、子育てや家庭教育の悩みに寄り添う家庭教育電話相談の取組みを実施。（教育局生涯教育・学習振興課）
- ④ ひとり親家庭への一時的な家事援助・保育サービス提供のため、家庭生活支援員を派遣。（こども家庭福祉課）
- ⑤ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、市町村が行うひとり親家庭等医療給付などの各種給付事業に対し補助を実施。（こども家庭福祉課）
- ⑥ 託児サービスを付加した職業訓練の実施により、子育てをしながらの再就職を支援。（雇用・産業人材育成課）
- ⑦ ひとり親家庭の県営住宅への入居に際し、入居条件等の優遇措置を実施。（建築住宅課）

（3）性の多様性に対する理解促進や困難な状況にある人への支援

- 多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI^ソGI^ジ※）への一層の理解促進を図るため、人権を尊重する意識を醸成する教育・学習を推進するとともに、県民に向けた正しい知識の普及啓発に取り組めます。
- ※ 性的指向（Sexual Orientation）、性自認／性同一性（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。性的マイノリティであるか否かに関わらず、全ての人が持つ性のあり方を表現するための言葉。
- 性的マイノリティ当事者やその関係者に対する相談体制等の充実を図ります。

【主な取組み】

- ① 政府の調査研究の動向や他の都道府県、民間団体等における取組み状況等を随時情報収集するとともに、県民や企業の理解促進に向け、リーフレット等による啓発や学習の機会を提供。（多様性・女性若者活躍課）
- ② 性的マイノリティ当事者やその家族などが抱える不安や悩みに寄り添う相談窓口を設置。（多様性・女性若者活躍課）
- ③ 子育てや家庭教育に携わる関係者を対象とした研修会等で、人権を尊重する意識を醸成する教育について学ぶ機会を提供。（教育局生涯教育・学習振興課）
- ④ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、児童生徒の発達段階に応じ、当事者の心情や教育の中立性に配慮しながら、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティを取り上げた人権教育等を推進。（教育局生涯教育・学習振興課）

女性の居場所 ～誰もが自分らしくいられる「第3の居場所」づくり～

県が令和6年度に実施した県民意識調査によると、本県の女性の4人に3人が、健康や家庭、生活困窮、就労、人間関係など、多岐にわたる悩みを抱えていることが明らかになりました。調査結果からは、多くの女性が家族や周囲に相談や協力を求める一方で、公的な相談窓口の利用は少数にとどまっている実態も浮かび上がっています。

その背景には、行政窓口に対する心理的ハードルの高さや、「どこに相談すればよいかわからない」「この程度の悩みで相談してもよいのか」といった不安や迷いを感じてしまう現状があります。また、社会的な孤独・孤立が進む中で、自身が支援の対象であることに気づけないまま、誰にも頼れず一人で困難を抱え込んでしまう女性の存在が、大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、県では、深刻な状況に陥る前の早期支援や、相談への最初の一步を後押しする「女性の居場所」づくりを重点的に推進しています。令和7年6月からは、県内4地域において、民間支援団体との協働による「無料で利用できる女性のための居場所」を設置しました。



フリースペース雨やどり（村山地域）



ほっと・カフェ（置賜地域）

これらの居場所は、従来の悩みの相談を主目的とした窓口とは大きく異なります。誰もが気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらくつろいだり、ワークショップに参加したりできる、家庭でも職場でもない「第3の居場所」となるものです。日々の何気ない対話を通じて、専門スタッフが一人一人の心に寄り添い、ありのままの自分を出せる安全・安心な環境を整え、ほっと一息つける場所を提供しています。

同じような悩みを持つ人との出会いや、否定されない場での緩やかなつながりこそが、自らの悩みへの客観的な気づきを促し、次の一步を踏み出す勇気を与えてくれます。居場所を拠点として、必要に応じて専門的な支援機関へと確実につないでいく「伴走型」の仕組みを強化することで、困難を抱える女性を誰一人取り残さない、温かな地域社会の実現を目指していきます。

【詳細はこちらから】

県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/010002/jyoseiibasyo.html>



施策の方向 9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

(1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 重点

- 地域の防災力を高め、安全・安心な地域づくりを進めるため、地方防災会議の委員や自治会長等への女性参画を促進します。

【主な取組み】

- ① 山形県防災会議における女性委員の登用を推進するとともに、市町村防災会議においても女性委員の登用が図られるよう市町村への働きかけを推進。（防災危機管理課）
- ② 各消防本部における女性消防吏員数の拡大や活躍の推進を促すとともに、市町村等が行う消防団への女性の加入促進の取組みを支援。（消防救急課）

(2) 男女共同参画の視点に立った防災の取組強化

- 男性と女性のニーズの違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点による防災に向けた取組みを強化するため、女性防災人材の育成を進め、地域防災活動や災害時の避難所運営等に女性の参画を促します。

【主な取組み】

- ① 男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織の活動に女性の積極的な参加を促す取組みを推進。（防災危機管理課、多様性・女性若者活躍課）
- ② 女性の防災士等の防災人材の育成を進めるとともに、女性防災人材のネットワーク構築、避難所運営等での活躍を促進。（防災危機管理課）

女性のための減災セミナー「はな咲く減災」

～あなたと、あなたの大切な人を守るために～

国内、そして県内でも、記録的な豪雨や土砂災害、大規模な地震などにより、生活の安全・安心が脅かされる事態が多発しています。

これまでの災害対応では、安全面や心身の健康、救援物資など、女性と男性のニーズの違いに配慮されていないといった課題がありました。

防災・減災、災害に強い地域社会を実現するためには、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが必要です。

こうした課題に対応するため、県では県内4地域で「女性のための減災セミナー『はな咲く減災』」を開催しました。

令和7年度は約200名が参加し、災害食ミニランチを味わいながら災害時の食事の工夫を楽しく学び、避難所課題解決ワークショップでは、避難所での困りごとや解決策を話し合いました。セミナーの最後に、一人一人がお花のカードに「私の行動宣言」を記入し、「どこに避難するかを家族で共有しておく」「先輩として若いお母さんをサポートする」「避難所運営訓練を地域に提案する」など、参加者が思い思いの花びらをボードに貼り、会場全体で満開の花を咲かせました。

参加者からは、「女性視点で幅広い年齢の方々と話し合い、自分にはない気づきがあった」「自分にもできる備えが見つかった」といった前向きな声が多数寄せられました。

今後もこうしたセミナーや防災士養成研修講座等を通じて、女性の防災人材の育成を進め、地域防災活動や災害時の避難所運営等に女性の参画を促すなど、男女共同参画の視点に立った防災の取組強化を進めていきます。

あなたと、あなたの大切な人を守るために。いつもの暮らしに防災という“お守り”を。

女性のための減災セミナー
はな咲く減災

「防災って、何から始めたらいいんだろう?」

POINT1 食べて学ぶ! 災害食ミニランチ付き
災害食って何だろう? 災害時の食事を軽減し、フレキシブルな食の備えを創ろう!

POINT2 みんなで学ぼう! 参加型のワークショップ
避難所の課題を知り、解決方法をみんなで考えてみよう。みんなの声を聞き、活かします!

POINT3 サポート充実! 既完ありお守りまわりの参加、大歓迎
お守り、他社の防災サービスをご用意しています(要予約) 安心してご利用ください!

日時・会場

新潟エリア	2月18日	山形県防災プラザ (山形市山形)
富山エリア	2月18日	酒田市公民館研修センター (新潟県酒田市)
石川エリア	2月8日	シムルター・なんようホール (石川県小松市)
福井エリア	2月23日	新庄市民プラザ

主催 山形県防災くらし安心部防災危機管理課防災学習室・防災DX推進室

協賛 山形新聞社



避難所課題解決ワークショップ



「私の行動宣言」が集まったボード

施策の方向 10 生涯を通じた健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った知識の普及や保健医療対策の充実 **重点**

- 誰もが性や生殖について、自己決定権を持ち、自らの尊厳と健康を守れるよう正しい知識の普及啓発・教育を行います。
- 妊娠・出産等を希望する人が、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や相談体制を強化します。

【主な取組み】

- ① インターネットや携帯電話での性情報の氾濫に対して、保護者や地域の専門機関との連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を充実。(学校体育保健課)
- ② 学校に専門医等を派遣することにより、児童生徒や保護者、教職員に対して、性に関する正しい知識を普及啓発するとともに、性に関する相談を実施。(学校体育保健課)
- ③ 男女を問わず性や妊娠、出産に関する相談支援を行う「性と健康の相談センター」を設置するとともに妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットを作成・配布。(こども安心保育支援課)
- ④ プレコンセプションケア*を含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーを開催。(こども安心保育支援課)
※ 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。
- ⑤ 市町村が行う子育て支援医療給付やひとり親家庭等医療給付などの各種給付事業に対し補助を実施。(こども安心保育支援課、こども家庭福祉課)
- ⑥ 不妊治療及び卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発、不妊専門相談センターの設置及び不妊治療等に係る自己負担の一部助成を実施。(こども安心保育支援課)
- ⑦ 総合周産期母子医療センター等の運営費の助成や周産期医療従事者の技術力向上に向けた研修等を支援。(医療政策課)
- ⑧ 「健康増進法」及び「やまがた受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙の健康への影響や受動喫煙防止対策に関する正しい知識を普及啓発。(がん対策・健康長寿日本一推進課)

- ⑨ 市町村が実施する家庭教育講座の支援を通して、誰もが性や生殖について自己決定権を持ち、自らの尊厳と健康を守れるよう、親子が共に正しい知識を学ぶ機会を提供。（生涯教育・学習振興課）

（２）ライフステージに応じた健康の保持増進

- ライフステージごとに特有の健康課題を理解し、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や健康相談の実施等により、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

【主な取組み】

- ① 男女を問わず性や妊娠、出産に関する相談支援を行う「性と健康の相談センター」を設置するとともに妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットを作成・配布。（再掲）（こども安心保育支援課）
- ② 子宮がん検診・乳がん検診の受診率向上に向けた普及啓発及び休日がん検診を実施。（再掲）（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- ③ 「健康増進法」及び「やまがた受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙の健康への影響や受動喫煙防止対策に関する正しい知識を普及啓発。（再掲）（がん対策・健康長寿日本一推進課）
- ④ 介護予防に資する住民主体の通いの場の更なる拡大を図るため、その担い手の養成を支援するとともに、市町村、地域包括支援センターとの連携による介護予防に向けた普及啓発を強化。（高齢者支援課）
- ⑤ 「総合型地域スポーツクラブ」が身近な地域で気軽にスポーツを楽しむ、健康増進ができる環境を提供できるよう、新たなクラブの設立を支援するとともに、既存クラブの活動内容の充実を支援。（スポーツ振興課）
- ⑥ 児童生徒が健康を適切に管理できるよう、学校教育の中で、健康に関する正しい知識を普及啓発。（学校体育保健課）

プレコンセプションケア ～いまからできることを、はじめてみませんか～

皆さんは「プレコンセプションケア」という言葉を聞いたことがありますか。

プレコンセプションケアは、英語のPre（前）、Conception（受胎）が語源となっており、元々は「妊娠前のケア」を指す言葉です。現在は、性別を問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う健康管理全般を指します。プレコンセプションケアという言葉を知らなくても、栄養バランスのとれた食事や、適度な運動、十分な睡眠、禁煙など、心身の健康を保つために取り組んでいることがプレコンセプションケアとなります。このような健康づくりは今や将来の自分の健康だけではなく、将来の次世代を担う子どもたちの健康にも関わっているとされており、プレコンセプションケアは、満ち足りた自分（well-being）の実現につながるヘルスケアとして注目されています。

一方で、若い世代の方の中には、性や健康についての悩みや疑問を抱えながらも、正しい情報の得方や相談先が分からないという声も少なくありません。

県では、若年層向けに妊娠・出産やプレコンセプションケアの正しい知識を伝えるリーフレットの配布やセミナーの開催を行っています。また、各地域にある4つの県保健所に設置している「性と健康の相談センター」では、性や健康についての相談を受け付けており、相談内容に応じて専門機関の受診や生活習慣の見直しにつなげるための支援も行っています。

「妊娠や出産はまだまだ先のこと」「今の自分には関係ない」と思っている方もいらっしゃるかもしれません。

今の自分、将来の自分を大切にしたい選択をするために、できることから一緒にプレコンセプションケアに取り組んでみませんか。



若年層を対象としたセミナー

啓発リーフレット

【詳細はこちらから】

県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/010004/kenfuku/kosodate/ninshinshussan/ninshin.html>



第6章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させることが重要であり、県のみならず国、市町村、企業、団体等が主体的に関わり、連携しながら重層的な取組みを推進していくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、全庁体制で各種施策に取り組むとともに、多様な主体と連携・協働し、効果的かつ実効性のある男女共同参画の取組みを展開します。

1 県の推進体制

(1) 山形県男女共同参画推進本部

あらゆる分野での男女共同参画を推進するため、県の関係部局で組織する「山形県男女共同参画推進本部」において、各種施策の充実に努めるとともに、事業の進捗状況を的確に把握し、部局横断で一体的に男女共同参画を推進します。

また、県が率先して男女共同参画の推進に努め、女性職員の能力が充分発揮されるよう、女性の登用・職域拡大を図るとともに、職員一人一人が仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。

(2) 山形県男女共同参画審議会

男女共同参画社会を実現するためには、県民の声を反映し、本県の現状や県民のニーズを踏まえた施策を展開することが重要です。そのため、条例第20条に基づき、学識経験者に加え公募委員で構成する「山形県男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画に関する施策への幅広い意見の反映に努めます。

(3) 山形県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議

DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行う体制を整備するため、福祉、医療、教育、警察等の関係機関による連絡会議を設置し、緊密な連携を図ります。

(4) 山形県男女共同参画センター「チェリア」

本県の総合的な男女共同参画施策の推進及び県民の活動交流拠点として、県民向けの研修や各種普及啓発をはじめ、若い世代や女性リーダー等の人材育成、各種相談対応、活動団体のネットワーク形成、各種情報の収集・提供等、幅広く事業を展開するとともに、性別や年齢を問わず多くの県民が利用しやすい施設づくりに努めます。

また、令和7年6月に独立行政法人男女共同参画機構法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立・公布され、男女共同参画センターが関係者相

互間の連携と協働を促進するための拠点として位置づけられたことを踏まえ、各関係団体等との連携を強化し、本県の男女共同参画社会形成の促進拠点施設としての機能強化を図ります。

(5) 山形県男女共同参画推進員

地域や職場において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、県内各地に山形県男女共同参画推進員を配置し、出前講座の実施等により県及び市町村が行う男女共同参画施策の普及啓発を行います。

推進員研修の実施や各種情報の提供により、推進員の資質向上や活動の活性化を図るとともに、地域等における推進員の積極的な活用を促進します。

2 市町村との連携

(1) 市町村との情報の共有化

男女共同参画に関するデータや事例、国や県の施策等に関する情報を市町村へ積極的に提供するほか、「市町村主管課長会議」や「担当者会議」の開催など情報共有や情報交換を行う機会の拡充に努めます。

(2) 市町村における推進体制整備等への支援

市町村の男女共同参画施策の促進に向けて、各地域の実情を踏まえた男女共同参画計画が継続的に策定・改定できるよう、県内市町村の取組み状況や策定例等の情報提供等により、計画の策定・改定を支援します。

また、女性活躍推進法第 19 条に基づく市町村の「特定事業主行動計画」に沿って、女性の活躍推進に向けた取組みが着実に実行されるよう働きかけます。

あわせて、審議会等への女性委員の就任や、女性職員の役職・管理職への登用の促進を働きかけるとともに、市町村長や幹部職員に対して、男女共同参画社会づくりの重要性について理解の共有を促します。

3 事業者・関係団体等との連携

(1) 「ワーク・ライフ・バランス推進協定」に基づく連携

平成 21 年 12 月に締結した「ワーク・ライフ・バランス推進協定」に基づき、労使・国・県・市町村の連携を強化し、それぞれの役割に沿った取組みを展開します。

(2) 「やまがた女性活躍応援連携協議会」の設置

女性活躍推進法第 27 条に基づき、国・県・市町村のほか、幅広い分野の関係機関からなる協議会を設置し、先駆的取組み等について情報を共有するとともに、

効果的な取組みなどについて協議し、あらゆる分野における女性の活躍に向け、行政も民間も一体となった取組みを推進します。

(3) 山形労働局との連携

出産・育児などで離職した女性の再就職支援や育児休業からの職場復帰支援等に迅速かつ適切に対応するため、山形県と山形労働局が一体的な運営に取り組むことで機能強化を図り、求職者の利便性向上並びにサービスの向上を推進します。

(4) 多様な主体との連携

企業等と連携・協力して、長時間労働の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進するなど、働きやすい職場環境を整備します。

また、地域課題が多様化する中で、行政だけでは十分に対応できない課題に対応するため、様々な分野で活躍しているNPOや女性団体等と積極的に連携し、取組みを推進します。

さらに、県民の皆様との対話の機会を捉え、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解を深めるための啓発に努めるとともに、若年層との意見交換等を通して多様な課題やニーズを把握し、施策に反映します。

4 進捗管理

本計画に基づく具体的な施策の実施状況及び数値目標に対する達成状況の把握・分析を行い、条例第16条に基づき公表するとともに、山形県男女共同参画審議会及び山形県男女共同参画推進本部において進捗管理を行います。

第7章 数値目標

1 数値目標の考え方

本計画における施策の進捗状況と成果を的確に把握し、効果的に取組みを推進するため、施策の方向ごとに数値目標を設定します。

2 数値目標

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値
施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上						
「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「反対」又は「どちらかと言えば反対」と答える割合	多様性・女性若者活躍課	%	R6	58.9	R12	70.0
15～24歳(日本人)の社会増減数(県外からの転入者数-県外への転出者数)	企画調整課	人	R6	△3,215	R11	△2,700
「チャレンジ応援やまがた」に掲載するモデル事例(累計)	多様性・女性若者活躍課	人	R7.12	224	R12	266
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進						
家庭教育講座の開催回数	生涯教育・学習振興課	回	R6	260	R12	270
県男女共同参画センター「チェリア」の認知度	多様性・女性若者活躍課	%	R6	25.3	R12	30.0
男女共同参画推進員による出前講座実施回数(累計)	多様性・女性若者活躍課	回	R7.12	75	R12	177
施策の方向3 生活の場(家庭・地域)における男女共同参画の推進						
企業における男性の育児休業取得率	雇用・産業人材育成課	%	R6	42.9	R11	78.0
県における男性の育児休業取得率(2週間以上)	人事課	%	R6	80.6	R12	100
赤ちゃんほっと♥ステーション登録施設数	しあわせ子育て政策課	施設	R7.11	142	R11	192
放課後児童クラブの待機児童数	こども安心保育支援課	人	R7.5	83	R11	0
介護休業の取得実績がある事業所割合	雇用・産業人材育成課	%	R6	7.3	R12	8.0

基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値	
			年度等	数値	年度	数値
施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大						
企業における女性管理職割合(課長相当職以上)	雇用・産業人材育成課	%	R6	16.0	R11	18.5
県における女性管理職割合(課長級以上)	人事課	%	R7.4	25.2	R12	30.0
県の審議会等委員に占める女性の割合	多様性・女性若者活躍課	%	R7.3	52.2	R12	50%程度を維持
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	多様性・女性若者活躍課	%	R6.3	25.6	R12	30.0
県男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チェリア塾」の修了生総数(累計)	多様性・女性若者活躍課	人	R7	532	R12	612

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値		
			年度等	数値	年度	数値	
施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進							
やまがたスマイル企業認定数(累計)	雇用・産業人材育成課	社	R6	457	R11	620	
職場環境改善アドバイザーの派遣企業数	雇用・産業人材育成課	社	R6	200	R11	200	
企業における男性の育児休業取得率(再掲)	雇用・産業人材育成課	%	R6	42.9	R11	78.0	
県における男性の育児休業取得率(2週間以上)(再掲)	人事課	%	R6	80.6	R12	100	
マザーズジョブサポート山形・庄内の利用者就職数(累計)	雇用・産業人材育成課	件	R6	3,257	R12	5,154	
施策の方向6 様々な分野における男女共同参画の推進							
家族経営協定締結農家数	農業技術環境課	件	R6	1,051	R12	1,110	
県の支援による創業件数	産業創造振興課	件	R6	77	R11	80	

基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

項目	担当課	単位	現在(直近)の状況		目標値		
			年度等	数値	年度	数値	
施策の方向7 あらゆる暴力の防止・根絶対策の推進							
DVの内容の認知度	子ども家庭福祉課/ 多様性・女性若者活躍課	%	R6	79.5	R12	100	
配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談件数	子ども家庭福祉課	件	R6	493	R12	減少させる	
DV被害者がどこ(だれ)にも相談しなかった割合	子ども家庭福祉課	%	R6	36.4	R12	減少させる	
施策の方向8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重							
女性相談窓口の認知度	子ども家庭福祉課	%	R6	33.6	R12	50.0	
市町村における困難な問題を抱える女性の支援にかかる基本計画の策定率	子ども家庭福祉課	%	R6	2.8	R12	37.1	
ひとり親家庭就業・自立支援センター利用者の就業件数(累計)	子ども家庭福祉課	件	R6	22	R11	170	
施策の方向9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進							
女性委員が発用されている市町村防災会議の組織割合	防災危機管理課	%	R7.2	88.6	R12	100	
県防災会議の委員に占める女性の割合	防災危機管理課	%	R7.12	32.5	R12	50.0	
防災士の養成人数(累計)	防災危機管理課	人	R6	1,209	R11	2,700	
施策の方向10 生涯を通じた健康支援							
プレコンセプションケアを含めた性と妊娠に関するセミナー実施件数	子ども安心保育支援課	件	R6	8	R12	20	
女性(20歳以上 69歳以下)の子宮(頸)がん検診の受診率	がん対策・健康長寿日本一推進課	%	R4	57.5	R11	70.0	
女性(40歳以上 69歳以下)の乳がん検診の受診率	がん対策・健康長寿日本一推進課	%	R4	61.7	R11	70.0	

付属資料

1 計画の策定経過

	年月日	内 容
令和6年度	令和6年8月 ～9月	男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査
	令和6年12月	男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査に関する意見聴取 ・調査結果について山形県男女共同参画審議会委員から意見聴取
	令和7年2月7日	第1回山形県男女共同参画審議会 ・現行計画の進捗状況について報告 ・男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査の結果について報告
令和7年度	令和7年4月	市町村及び関係団体等に対する意見照会 ・現状と課題、県に期待する施策等 ・地域における課題、県男女共同参画センターに期待すること等
	令和7年7月10日	第1回山形県男女共同参画推進本部幹事会 ・現行計画の進捗状況について報告 ・次期計画（骨子案）について協議
	令和7年8月4日	第1回山形県男女共同参画審議会 ・計画策定について諮問 ・計画（骨子案）について審議
	令和7年10月30日	第2回山形県男女共同参画審議会 ・計画（素案）について審議
	令和8年1月20日	第3回山形県男女共同参画審議会 ・答申（案）について審議
	令和8年1月29日 ～2月20日	計画（案）に対する県民意見募集（パブリック・コメント） ・意見数：32件
	令和8年2月20日	山形県男女共同参画審議会から知事への答申
	令和8年3月10日 ～3月16日	第回山形県男女共同参画推進本部幹事会（書面開催）
	令和8年3月24日	第1回山形県男女共同参画推進本部 ・計画（案）について協議
	令和8年3月	計画策定

2 山形県男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日

(五十音順：敬称略)

氏名	所属役職等	備考
池田 香	(有) 不二 代表取締役	
石川 正樹	日本労働組合総連合会山形県連合会 事務局長	R7.12～
伊藤 眞知子	山形大学 理事・副学長、ダイバーシティ推進室室長 山形県男女共同参画センター 館長	
植松 美穂	米沢市議会議員／デイジーカフェ オーナー	
大森 桂	山形大学 副学長	
木村 和浩	山形県商工会議所連合会 常任理事	
斎藤 敏広	(一社) 山形県経営者協会 事務局長	
佐藤 記子	公立学校 教職員	
澤村 千明	山形ママコミュニティ mama*jam 副代表	
菅原 明香	あかるさかおる 代表／ナリワイ ALLIANCE 代表	
菅原 真実	(有) 菅原物流 総務管理部 部長	
高須賀 左知	山形労働局 雇用環境・均等室長	R7.5～
丹野 華子	山形労働局 雇用環境・均等室長	～R7.5
西部 政行	日本労働組合総連合会山形県連合会 副会長	～R7.12
松田 直樹	(株) 山形新聞社 編集局長	R7.4～
峯田 益宏	(株) 山形新聞社 取締役編集局長	～R7.4
薬丸 有希子	弁護士	
吉田 光伸	特定社会保険労務士	

3 用語解説

	用語	解説
あ 行	アウトティング	本人の同意なく、その人の性のあり方（性的指向やジェンダーアイデンティティなど）を第三者に暴露してしまうこと。アウトティングはプライバシーの侵害であり、本人の尊厳を傷つける行為。
	アンコンシャス・バイアス	人が無意識に持つ思い込み。過去の経験によって、気づかずに身につけたもので、意図せず、行動や意思決定に影響を与える。
	well-being	身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方等、非常に幅広い概念。 世界保健機関（WHO）憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあることをいいます。」と定義している。
	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。
	M字カーブ	女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をグラフにしたときに描き出される曲線で、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという形状が「M」のような形を描くことをいう。近年は、M字から台形のような形になりつつある。
	L字カーブ	女性の年齢階級別正規雇用比率（15歳以上人口に占める正規の職員・従業員の割合）をグラフにしたときに描き出される曲線で、女性は25～29歳をピークに低下し、年齢の上昇とともに下がる形状が、「L」のような形を描くことをいう。
	エンパワーメント	過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
か 行	家族経営協定	女性の経営参画をはじめ、家族全員が意欲と生きがいを持って農業に取り組む環境づくりのため、農業経営の方針や役割分担、報酬、休日の取り方、経営移譲計画などについて家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めを行うもの。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や

	用語	解説
		態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	固定的な性別役割分担意識	「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。
さ 行	ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。性自認、性同一性。
	ジェンダーバイアス	社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーにかかわる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、さまざまなレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされていること。
	女性に対する暴力をなくす運動週間	女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、平成13年から実施しているもの。毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、国、都道府県、各市町村においてさまざまな関連行事や取組みを行う。
	ステップハウス	シェルター（被害者のための緊急一時避難所）での一時保護の後、地域での自立生活に移行する前に自立に向けた支援を受けながら生活する施設。
	ストーカー	一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、または、これらがかなわなかったことに怨みを抱くなどし、執拗に相手をつけ回し、迷惑や被害を与える人のこと。
	性的指向	自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向。
	性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人。
	SOGI（ソジ）	性的指向（Sexual Orientation）、性自認／性同一性（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。性的マイノリティであるか否かに関わらず、全ての人が持つ性のあり方を表現するための言葉。
た 行	男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めることを目的として、平成13年（2001年）度から毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施している。
	デートDV	交際関係にあるものまたはあったもの間で行われる身体的・精神的などの苦痛を与える暴力行為のこと。

	用語	解説
	テレワーク	ICT（情報通信技術）等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をする事。
は 行	プレコンセプション ケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。
	フレックスタイム制	一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。労働者は仕事と生活の調和を図りながら、効率的に働くことができる。
ま 行	メディア・リテラシー	メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力のこと。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）は、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。 リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。
	ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に、具体的な行動事例として模倣・学習する対象となる人材のこと。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

4 男女共同参画のあゆみ

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
1945	昭和 20		・婦人参政権	
1947	22		・日本国憲法施行 基本的人権の尊重、法の下での平等明文化	
1972	47	・第27回国連総会で、1975年を「国際婦人年」とする宣言		
1975	50	・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)テーマ「平等、発展、平和」「世界行動計画」採択 ・第30回国連総会「国連婦人の十年」の決定(1976～1985)	・婦人問題企画推進本部設置 本部長 内閣総理大臣 ・婦人問題企画推進会議設置 ・総理府に婦人問題担当室発足 ・「育児休業法」公布(義務教育教員等)(S61施行)	
1976	51		・「民法」改正(離婚後復氏制度)	
1977	52		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・企画調整部青少年課を青少年婦人課に課名変更 ・「山形県婦人問題推進本部」設置 ・「婦人問題推進懇話会」設置
1978	53			・「婦人問題推進のための県内行動計画」策定
1979	54	・国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		
1980	55	・「国連婦人の十年中間年世界会議」(コペンハーゲン)	・「民法」改正(配偶者の相続割合1/3から1/2)	
1981	56	・「女子差別撤廃条約」発効		・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」規定
1984	59		・「国籍法」改正(父母両系血統主義)	
1985	60	・「国連婦人の十年最終年世界会議」(ナイロビ)「2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・「勤労婦人福祉法」が改正「男女雇用機会均等法」となる(S61.4.1施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「山形県婦人の現状と施策」発刊
1986	61		・「国民年金法」改正(女性の年金権の確立) ・「労働基準法」改正(母性保護の充実等)	・婦人問題推進懇話会が「第2期山形県婦人行動計画実現のための提言」提出
1987	62		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(総合目標男女共同参画型社会の形成を目指して)	・第2期県内行動計画「新やまがた女性プラン」策定(昭和63年度～平成12年度)
1988	63	・女子差別撤廃委員会(第7回)で我が国報告書の審議		・「山形県婦人問題推進本部」設置(第2次)
1989	平成 元		・新学習指導要領の告示(家庭科の男女共修)	
1990	2	・婦人の地位委員会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直し及び評価に伴う勧告及び結論」の採択		
1991	3	・婦人の地位委員会で「第4回世界婦人会議」について審議	・「新国内行動計画」の第一次改定(男女共同参加→男女共同参画へ) ・「育児休業法」公布(H4.4.1施行)	

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
1992	4		・初の「婦人問題担当大臣」任命	
1993	5		・「パートタイム労働法」公布・施行 ・第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	・青少年女性課に課名変更 ・女性施策推進懇話会「県の各種審議会等における女性委員の登用促進のための提言」提出
1994	6		・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画推進審議会の設置	・「新やまがた女性プラン」見直し(中間年)
1995	7	・第4回世界女性会議(北京)北京宣言及び行動綱領採択 ・NGOフォーラム開催	・「育児休業法」から「育児・介護休業法」へ改正 ・ILO156号条約批准	
1996	8		・新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定	・県民生活女性課青少年女性室に改組
1997	9		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」改正	
1998	10		・「特定非営利活動等促進法(NPO法)」公布・施行	・山形県男女共同参画センター基本計画策定
1999	11		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「労働基準法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の一部改正	・女性施策推進懇話会を男女共同参画推進懇話会に名称変更
2000	12	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)政治宣言及び成果文書採択	・男女共同参画基本計画策定 ・推進体制の強化、充実のため新設された内閣府に男女共同参画局を設置 ・「男女共同参画会議」を設置し、権限機能を充実・強化	・県民生活女性課に男女共同参画室を設置 ・第3期県内行動計画「山形県男女共同参画計画」策定(平成13年度～平成22年度) ・男女共同参画社会づくり知事表彰制度を創設
2001	13		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・一部施行	・山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設
2002	14		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」全面施行	・山形県男女共同参画推進条例制定 ・山形県男女共同参画審議会設置
2003	15		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定	・文化振興課男女共同参画室に改組
2004	16		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2005	17	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「少子化・男女共同参画担当大臣」任命 ・第2次男女共同参画基本計画策定	・文化環境部女性青少年政策室に改組 ・山形県男女共同参画計画を改定(平成18年度～平成22年度) ・山形県DV被害者支援基本計画策定(平成18年度～平成22年度)
2006	18		・「男女雇用機会均等法」改正	・男女いきいき企業懇話会を設立 ・チャレンジ応援サイトやまがたを開設 ・男女共同参画社会づくり知事表彰制度に「チャレンジ賞」を新設 ・いきいきWネットワーク設立
2007	19		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(H20.1施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業の創設

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
2008	20		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・山形県ワーク・ライフ・バランス憲章の制定
2009	21	・「女子差別撤廃条約」実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表	・「育児・介護休業法」改正	・子ども政策室女性青少年課に改組 ・ワーク・ライフ・バランス推進協定の締結 ・ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰制度を創設 ・新男女共同参画計画意識調査実施
2010	22	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	・第3次男女共同参画基本計画策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・子育て推進部青少年・男女共同参画課に改組 ・山形県男女共同参画計画策定（平成23年度～平成27年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定（平成23年度～平成27年度）
2011	23	・UN Women（「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」）正式発足		・地域での女性登用に関する意識調査実施 ・デートDV実態調査実施
2012	24	・APEC 女性と経済フォーラム ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画 ～働く『なでしこ』大作戦～」策定	
2013	25	・APEC 女性と経済フォーラム	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（H26.1 施行） ・全国知事会による「女性の活躍促進のための提言」 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	・若者支援・男女共同参画課に課名変更 ・「山形いきいき子育て応援企業」認定制度創設 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ウーマノミクスで地域再生・日本再生～女性の活躍促進のための提言～」を政府に提言
2014	26		・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」 ・女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定 ・すべての女性が輝く社会づくり本部を設置	・「輝く女性応援会議 in 山形」の開催 ・マザーズジョブサポート山形の開設 ・女性の活躍促進に向けた企業実態調査実施 ・ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画県民意識調査実施 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性も男性も共に働き共に育むことができる社会～女性の活躍 ウーマノミクスで日本を変える～」を政府に提言
2015	27	・持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」の決定 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）開催 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）公布・施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・UN Women 日本事務所が東京都文京区に開設	・山形県男女共同参画計画策定（平成28年度～平成32年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定（平成28年度～平成32年度） ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「第4次男女共同参画基本計画に関する提言」を政府に提言 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性も男性も共に働き、共に育み、支え合う社会づくり～女性の活躍 ウーマノミクスで地方を変える、日本を変える～」を政府に提言 ・有村女性活躍担当大臣、内閣府特命

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
				担当大臣（男女共同参画、少子化対策）と全国知事会との意見交換の開催 ・「働く女性のロールモデル集」の発行
2016	28	・APEC 女性と経済フォーラム 2016	・「育児・介護休業法」改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」の決定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」の決定	・「やまがた女性活躍応援連携協議会」の発足 ・山形県男女共同参画推進員の設置 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性の活躍推進で地方創生・日本再生～今こそウーマノミクス～」及び「女性の活躍推進の加速化に向けた財源確保に関する緊急提言」を政府に提言 ・「ファザーリング全国フォーラム in やまがた」の開催
2017	29	・APEC 女性と経済フォーラム 2017	・「育児・介護休業法」改正 ・「女性活躍加速のための重点方針 2017」の決定 ・「“おとう飯”始めよう」キャンペーンの実施	・若者活躍・男女共同参画課に課名変更 ・マザーズジョブサポート庄内の開設 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ウーマノミクスの加速で地方創生・日本再生～女性も男性も共に働き、共に育み、活躍する社会～」を政府に提言
2018	30	・APEC 女性と経済フォーラム 2018	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2018」の決定	・子育て推進部に次長級の「女性活躍推進監（兼）次長」を新設 ・やまがたウーマノミクス加速化プロジェクトチームを庁内に設置 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性の活躍～ウーマノミクス～加速で地方創生・日本再生～男女の格差をなくし、仕事と家事・育児・介護を共に担う社会を～」を政府に提言
2019	令和元	・APEC 女性と経済フォーラム 2019	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ・「女性活躍加速のための重点方針 2019」の決定	・山形県知事が内閣府男女共同参画会議の議員に就任 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「女性活躍～ウーマノミクス～を加速し、経済活性化！！～育児・介護と仕事の両立支援、男女が尊重し合い格差解消～」を政府に提言 ・ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査実施
2020	2	・APEC 女性と経済フォーラム 2020	・第5次男女共同参画基本計画策定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2020」の決定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定	・子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課に改組 ・子育て若者応援部長がコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の構成員に就任 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「男女共同参画の推進に向けた提言～ウーマノミクスで新地方創生・日本再生～」を政府に提言 ・山形県男女共同参画計画策定（令和3年度～令和7年度） ・山形県DV被害者支援基本計画策定

年	年度	世界の動き	国内の動き	山形県の動き
				(令和3年度～令和7年度)
2021	3	・APEC 女性と経済フォーラム 2021	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議に「計画実行・監視専門調査会」を設置 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課に改組 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「男女共同参画の推進に関する提言～ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて～」を政府に提言 ・「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性ほくとう宣言～」の発出
2022	4	・APEC 女性と経済フォーラム 2022	<ul style="list-style-type: none"> ・国際女性会議 WAW!2022 を開催 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」の決定 ・「AV出演被害防止・救済法」公布・施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 (R6.4.1 施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～世界のフロンランナーとなるための4つ(教育・経済・政治・健康)の戦略～」を政府に提言 ・国際女性会議 WAW!2022 にて「女性と防災」をテーマとした分科会にパネリストとして登壇
2023	5	・APEC 女性と経済フォーラム 2023	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 (R6.4.1 施行) ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性・女性若者活躍課に課名変更 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～ジェンダー主流化の浸透を目指して～」を政府に提言 ・「やまがたスマイル企業認定制度」創設 ・「山形県パートナーシップ宣誓制度」創設 ・山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画策定 (令和6年度～令和7年度)
2024	6	・APEC 女性と経済フォーラム 2024	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」の決定 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 (R7.4.1 施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現に向けて～」を政府に提言 ・男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査実施 ・全国女性会館協議会第68回全国大会 in 山形 2024 の開催
2025	7	・APEC 女性と経済フォーラム 2025	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」の決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「独立行政法人男女共同参画機構法」公布 ・「男女共同参画社会基本法」改正 ・第6次男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「第6次男女共同参画基本計画に関する提言」を政府に提言 ・全国知事会男女共同参画プロジェクトリーダーとして、「ジェンダー平等の実現に向けた提言～完全なジェンダー平等社会の実現を目指して～」を政府に提言 ・山形県DV被害者支援基本計画及び山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画を統合し、山形県男女共同参画計画策定 (令和8年度～令和12年度)

5 関係法令等

○ 山形県男女共同参画推進条例

平成14年7月2日山形県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女

の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、しあわせ子育て応援部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第19号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日号外法律第78号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及

びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令

で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

事項

二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働

働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出を

して労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和七年六月一日法律第六三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第七条、第八条の二〔中略〕の規定 公布の日

二 〔前略〕第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定〔中略〕 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十條第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公

共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めな

なければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装

置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
（退去等命令）
- 第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた

事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の

停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。） 、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[検討等]

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、

施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[令和五年六月一四日法律第五三号抄]

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第百八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第百九十七条及び第百九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。)第二十一条において準用する民事訴訟法(以下この節において「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正後保護命令事件」という。)における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第百八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正前保護命令事件」という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第百八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第百八十九条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第百九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定(準用民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を除く。)は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第百九十一条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第百九十二条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、

改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第九十三条 準用民事訴訟法第二百五十二条第二項及び第二百五十二条第二項(準用民事訴訟法第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定人の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第九十四条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第九十五条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第九十六条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日

二 〔前略〕第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和七年七月政令二六二号により、令和七・一〇・一から施行〕

三 〔略〕

○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日号外法律第52号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める

基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院(附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。))第一条第一項に規定する婦人補導

院をいう。以下同じ。) から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。)及び刑執行終了者等に対する援助(刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法(昭和二十五年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)
第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。
一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の五
二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第二条第一号
三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第四号)第三条第二項
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)
第二十二条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)
第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(児童手当法の一部改正)
第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)
第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。
一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号
二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号
(更生保護事業法の一部改正)
第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)
第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護法の一部改正)
第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)
第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。
(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)
第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)
第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正

する。

〔次のよう略〕

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日号外法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念の通りに、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)の通りに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念の通りに、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念の通りに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念の通りに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念の通りに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、

おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

6 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章

平成 20 年 12 月 19 日

山形県告示第 1091 号

山形県ワーク・ライフ・バランス憲章

－ 仕事と生活の調和がとれた社会をめざして －

私たちは、家庭や職場、地域社会においてそれぞれに役割を持っており、そして誰もがその責任を果たしたいと願っています。この思いを実現し、安心して暮らせる、活力ある豊かな山形県を築くためには、私たち一人ひとりがそれぞれの持つ力を発揮できる「全員参加」の社会づくりを進める必要があります。

このため、私たちは、男性も女性もあらためて自らの生活や働き方を見つめ直し、いきいきと仕事をし、子育てや介護にたずさわり、地域活動に取り組んでいかなければなりません。

また、企業等は、あらゆる職場において、働く人の生活に配慮した働き方ができるよう努めることにより、働く意欲の向上や人材の確保・定着などの効果を期待することができます。

さらに、行政は、県民や企業等の取り組みが効果的に進められるような環境づくりに努めていかなければなりません。

私たちは、山形県の特徴でもある三世代同居や地域社会が有する助け合いの風土といった、これまで培^{つちか}ってきた家族や地域の「絆^{きずな}」を活かし、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる“やまがた”らしい社会の実現に向け、しっかりと考え、そして実践することが大切です。

私たちは、ここに仕事と生活の調和がとれた社会をめざして憲章を制定し、県民、企業等、行政が力を合わせて取り組むことを誓います。

(家 庭) － 助け合う －

- 1 家族みんなが助け合い、家族の絆^{きずな}を大切にする家庭をつくれます。
- 2 男性も家庭生活に参加し、共に喜び合える家庭をつくれます。

(職 場) － 分かち合う －

- 3 働き方を見直し、いきいきと活躍できる職場をつくれます。
- 4 子育てや介護をしながら仕事を続けられる職場をつくれます。

(地域社会) － 育み合う －

- 5 一人ひとりが能力を発揮し、育み合う社会をつくれます。
- 6 地域活動に積極的に参加し、住民同士で支え合う地域をつくれます。
- 7 地域全体で子育てを応援し、子育てしやすい社会をつくれます。

7 ワーク・ライフ・バランス推進協定

ワーク・ライフ・バランス推進協定書

社会や企業が持続的に発展し、活力ある山形県としていくためには、将来を担う人材の育成、確保が不可欠であります。そのため、子育てや介護などに携わる人々をはじめとして、多様な働き方のニーズを持つ人材を積極的に活かし、登用していくことが必要となっています。

社団法人山形県経営者協会、日本労働組合総連合会山形県連合会、山形労働局、山形県市長会、山形県町村会及び山形県は、困難な状況に対応し、多様な人材を活かした生産性の高い働き方を実現することにより、県民一人ひとりが充実した豊かな生活を送れるよう、「山形県ワーク・ライフ・バランス憲章」が掲げる仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた取組みを、一体となって推進します。

- 1 労使は協調して、働く人の健康で豊かな生活の実現のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を図るなど、働き方の見直しを推進するとともに、誰もが仕事と子育てや介護の両立など、個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりに取り組みます。
- 2 国及び地方公共団体は、仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた県民の理解や合意形成を進めるため、広報活動の充実を図ります。また、労使の取組みを支援するため、先進企業の事例などの情報提供や成果をあげている企業の取組みの顕彰などを行うとともに、多様な働き方の実現を支える社会的基盤の形成に取り組みます。
- 3 労使と国及び地方公共団体は、一人ひとりの自己啓発や

地域活動への参加を促進するため、地域情報などの共有や発信を行うとともに、人々が参加しやすい環境整備を相互に推進し、温かく活力溢れる地域社会づくりに取り組みます。

平成21年12月21日

社団法人山形県経営者協会会長

相馬 健一

日本労働組合総連合会山形県連合会会長

大泉 敏男

山形労働局長

田川 順一

山形県市長会会長

市川 昭男

山形県町村会会長

小野 精一

山形県知事

志村 美栄子